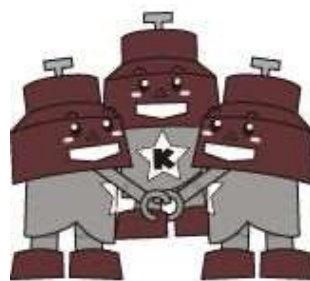


川口市男女共同参画年次報告書

平成28年度版

*** 男女共同参画社会の実現のための取り組み ***



川口市

目 次

1	趣旨	1
2	国・県の主な取り組み	2
3	川口市の状況	6
4	第2次川口市男女共同参画計画の体系	8
5	第2次川口市男女共同参画計画に基づく事業の実施状況	10
	基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり	10
	課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進	10
	課題2 教育の場における男女共同参画の推進	14
	課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮	16
	基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり	18
	課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画	18
	課題2 女性のチャレンジ支援	20
	課題3 働く場における男女共同参画の推進	24
	課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援	26
	課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が 安心して暮らせる環境の整備と支援の充実	31
	課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進	37
	課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶＜DV対策基本計画＞	39
	課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重	44
	課題9 国際化に対応した男女共同参画の推進	46
	男女共同参画社会実現のための推進体制の整備	47
6	推進指標の進捗状況	48
7	男女共同参画係の実施事業	50
	資料	
	川口市男女共同参画推進条例	57
	男女共同参画の取り組み（年表）	62

1 趣旨

川口市では、あらゆる分野において男女がともに活躍する社会の実現をめざし、市、市民及び事業者が協働して男女共同参画社会を構築していくために、平成24年4月に「川口市男女共同参画推進条例」を施行しました。そして、同条例を実効あるものとするため、男女共同参画の推進に関する施策を総合的、計画的に展開することを目的として、平成25年4月に「第2次川口市男女共同参画計画」を策定し、この計画に沿ってさまざまな取り組みを進めています。

本書は、「川口市男女共同参画推進条例」第11条（報告書の作成）に基づく年次報告書として、男女共同参画に関するあらゆる施策及び事業の実施状況等をまとめたものです。

2 国・県の主な取り組み

(1) 国

① 女性活躍推進法等による女性活躍の加速

- 平成28年4月、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が全面施行され、常時雇用する従業員が301人以上の一般事業主（民間企業等）に対し、事業主行動計画の策定・届出等が義務付けられました。
- 平成28年9月以降「働き方改革実現会議」が開催され、長時間労働の是正、非正規雇用の改善、女性・若者が活躍しやすい環境整備等についての議論を経て、平成29年3月に「働き方改革実行計画」が取りまとめられました。
- 平成29年3月、男女共同参画会議女性に対する暴力に関する専門調査会による提言「若年層を対象とした性的な暴力の現状と課題～いわゆる『JKビジネス』及びアダルトビデオ出演強要の問題について～」を踏まえ、男女共同参画担当大臣を議長とする関係府省対策会議では、生活環境が大きく変わる4月を「AV出演強要・『JKビジネス』等被害防止月間」と位置付け、緊急対策を取りまとめました。

② 男女共同参画に関わりの深い制度改革の動き

- 女性の就業調整等につながる可能性のある税制・社会保障制度等の見直しが進められました。税制については29年3月に所得税法等が改正され、配偶者控除等について配偶者の収入制限を103万から150万に引き上げるなどの見直しが行われました(30年1月施行)。
- 仕事と育児等の両立支援について、29年3月に「育児・介護休業法」が改正され、保育所に入れない等の場合、最長で2歳に達するまで育児休業を延長できるようになりました(29年10月施行)。
また、29年1月施行の改正育児・介護休業法及び改正男女雇用機会均等法により、妊娠・出産・育児休業・介護休業等を理由とする不利益取扱い防止措置（いわゆるマタハラ防止措置）が事業主に対して義務付けられました。
- 12月に女性に対するあらゆる暴力の根絶に向け「ストーカー規制法」が改正され、規制対象行為が拡大されるとともに罰則が引き上げられました(29年1月施行)。
- 29年3月、通常国会に強姦罪の構成要件と法定刑の見直し等を内容とする法律案が提出されました。

③ 国際的な動向への対応

- G7伊勢志摩サミットでは、首脳会合のみならず、全ての関連閣僚会合で女性活躍を議題として取り上げ、女性の活躍推進に向けたイニシアティブを主導しました。
- 「すべての女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として、平成28年12月、東京において、3回目となる女性が輝く社会に向けた国際シンポジウムWAW!2016を開催しました。

(2) 埼玉県

平成24年度から28年度までの5年間を計画期間とする「埼玉県男女共同参画基本計画」の体系・推進指標の達成に向けた取組を行っています。

① 市町村における男女共同参画施策の推進状況

- ・男女共同参画に関する条例を制定している市町36、県内57.1%
(平成28年4月1日現在)
- ・男女共同参画の推進に関する計画を策定している市町村62
県内98.4% (平成28年4月1日現在)
- ・男女共同参画・女性のための総合的な施設を有する市町村22
県内34.9% (平成28年4月1日現在)
- ・男女共同参画関係施策についての苦情の処理を行う体制を有する市町村20、県内31.8%
(平成28年4月1日現在)
- ・地方自治法に基づく審議会等(委員会含む)の女性の登用状況
委員数30,128人 女性数8,087人、県内26.8%
(平成28年4月1日現在)
- ・庁内連携会議の設置を有する市町52、県内82.5%
(平成28年4月1日現在)
- ・配偶者暴力相談支援センターの設置を有する市15市
県内23.8% (平成28年4月1日現在)
- ・婦人相談員の配置を有する市11、27.5% (平成28年4月1日現在)

② 審議会等への女性の登用促進

埼玉県 委員数1,476人 女性数562人、38.1%
(平成28年4月1日現在)

③ 「配偶者等からの暴力」に関わる相談件数 2,304件 (平成28年度)

埼玉県婦人相談センター 1,818件

埼玉県男女共同参画推進センター (WithYou) 486件

④ 市町村への支援

地域課題の発見から解決にいたるまでのノウハウや技術を学び、審議会などで政策提言を行える女性を育成する講座を開催しています。

また男女共同参画担当職員研修会を開催し県や関係施設や各市町村との情報交換・連携の場を提供しています。

⑤ 女性に対する暴力の防止と被害者支援

市町村における DV 被害を受けた母子の心の回復と自立を支援するため
がモデル実施と人材育成を行うことにより、全県下で実施できる体制を構
築しています。

- 心理教育プログラム「びーらぶ」4会場で開催
- 婦人相談センター主催による市町村 DV 被害者支援担当職員研修会や配
偶者暴力相談支援センター連携会議の開催
- 婦人相談センターの入所者対象に就職セミナーやキャリアカウンセリン
グを実施

⑥ 埼玉県女性キャリアセンター

埼玉版ウーマノミクスプロジェクト

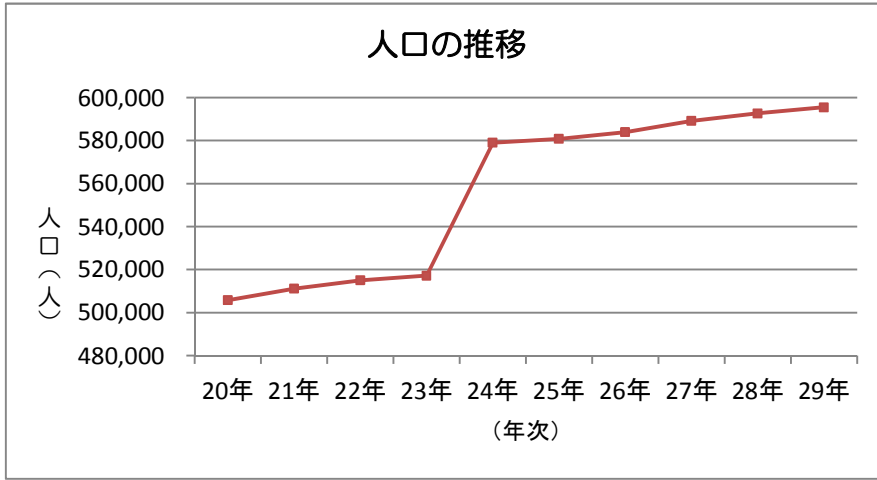
女性が「いつでも、どこでも、何度でも」チャレンジできるよう経済的に
困難な女性のチャレンジ支援や若年女性無業者のチャレンジ支援、仕事相談
会など各種セミナーなどを開催しています。

- 多様な働き方実践企業の認定 累計2, 267社（平成29年3月現在）
- 働く女性のキャリアアップ
- 在宅ワーク

⑦ 埼玉県男女共同参画推進センター（WithYou さいたま）による男女共同
参画の推進

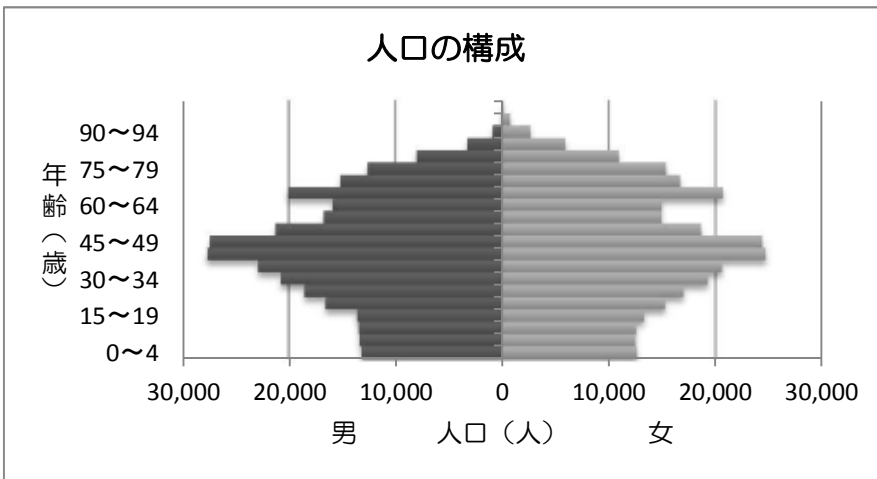
男女共同参画社会の実現に向けた総合的な拠点施設として a 情報収
集・提供、b 相談、c 学習・研修、d 自主活動・交流支援、e 研究・調査、
f チャレンジ支援などの各事業を行うことにより、県の施策を実施し、並
びに県民・事業者及び市町村による男女共同参画の取組を支援しています。

3 川口市の状況



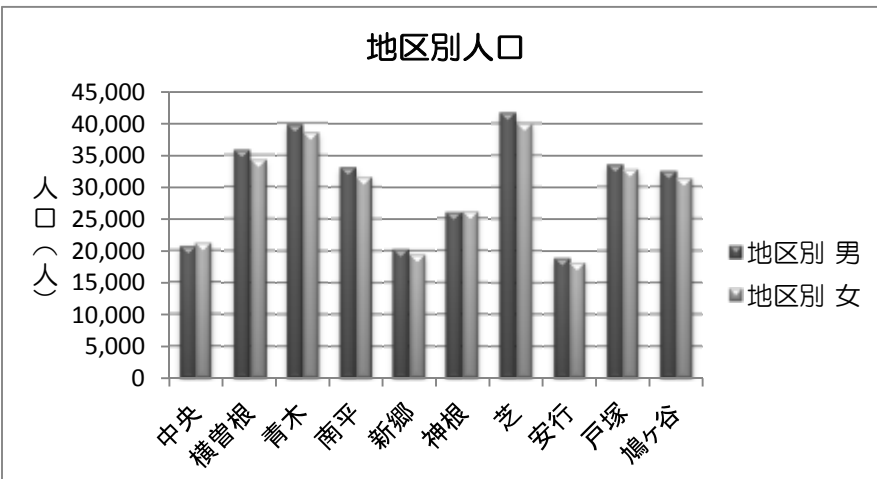
本市の人口は、平成29年1月1日現在595,495人で、平成23年に人口約60,000人の鳩ヶ谷との合併後も毎年人口が増加している状況です。

(各年1月1日現在)
資料：川口市統計



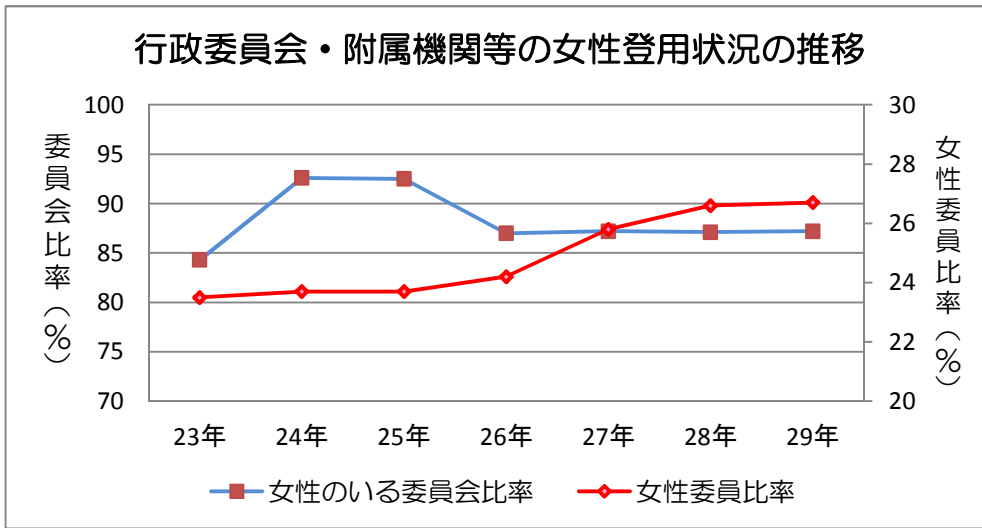
人口の構成は、平成29年1月1日現在男性302,256人、女性293,239人で、年少人口は少なくなり、30歳代~50歳代の年齢層が多くなっています。

(平成29年1月1日現在)
資料：川口市統計



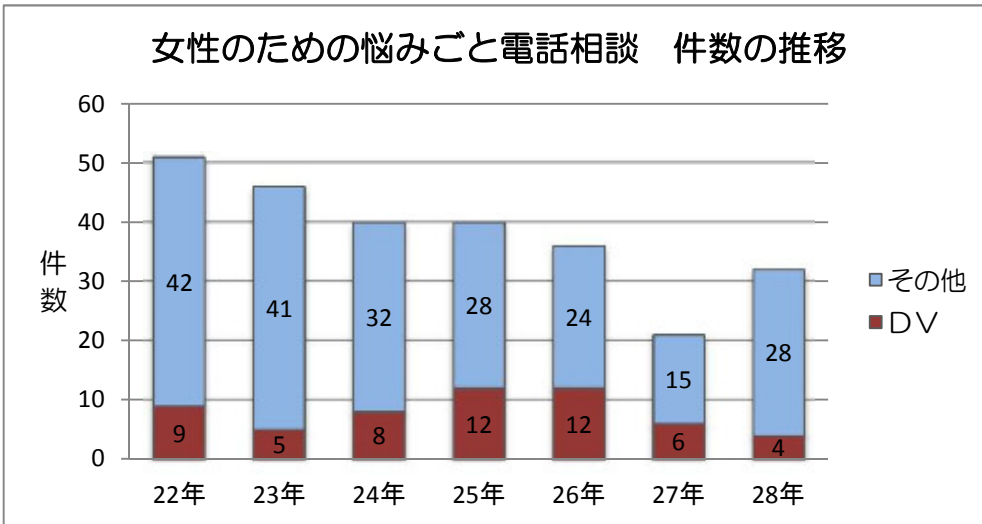
地区別の人口は、芝地区が81,787人、次いで青木地区の78,417人と多く、中央・神根地区以外は、男性人口が女性人口を上回っています。

(平成29年1月1日現在)
資料：川口市統計



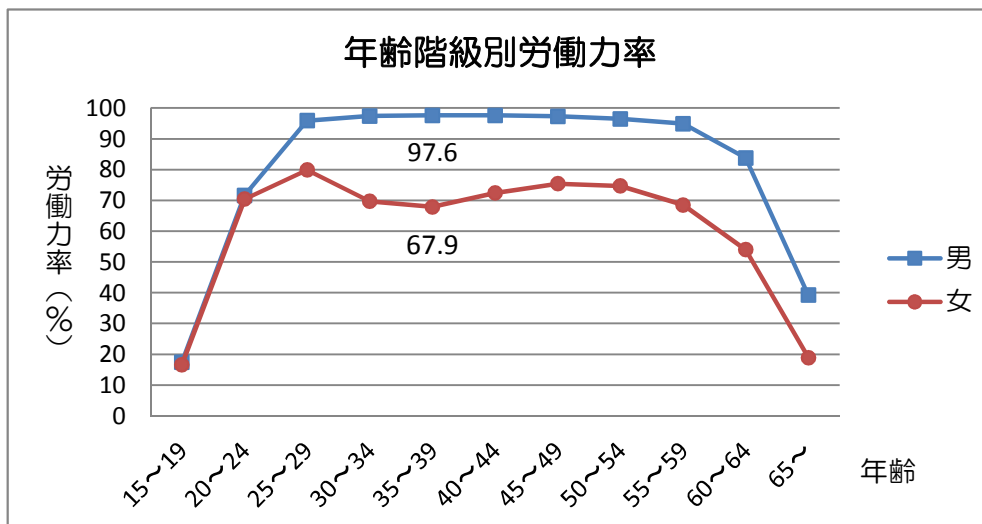
平成29年度の女性の登用率状況は、6つの行政委員会と88の附属機関等を合わせて26.7%と前年度より0.1%上昇しています。また、女性委員のいる委員会の比率は、87.2%で前年度より0.1%上昇しました。

平成29年4月1日現在
資料：協働推進課



電話相談の内容は、気軽に相談することができる利点から、DVに限らず心理的な不安な気持ちなどの相談内容の件数が多くなっています。

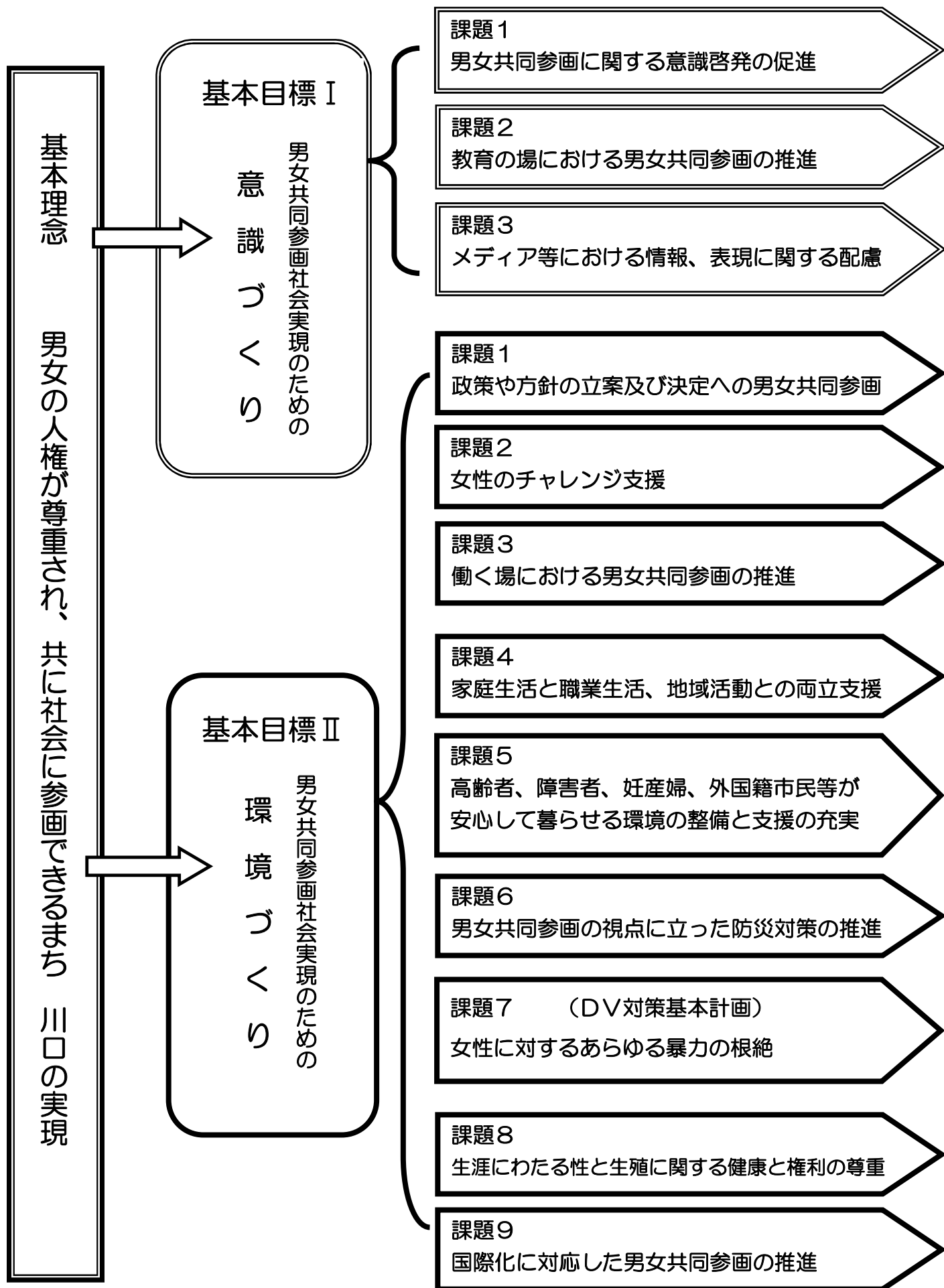
資料：協働推進課



本市の女性の労働力率は、30歳代を底とするM字を描いています。(35歳~39歳67.9%)
※労働力率とは、15歳以上人口に占める労働人口(就業者+完全失業者)の割合

資料：総務省(平成27年国勢調査)

4 計画の体系



施策の方向

基本目標 I

- 課題1 (1) 社会における制度や慣行の見直し、意識の改革
(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談、情報提供による支援
(3) 男女共同参画についての情報や資料の収集と整備、提供

- 課題2 (1) 男女共同参画の視点に立った男女平等意識の浸透 (2) 家庭、保育、学校における男女共同参画教育の推進
(3) 職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進

- 課題3 (1) メディアにおける男女の人権の尊重 (2) 男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供
(3) 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

基本目標 II

- 課題1 (1) 市における政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進 (2) 事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進 (3) 男女共同参画を進める人材や団体等の育成

- 課題2 (1) 女性のチャレンジ支援のための情報提供 (2) チャレンジのための学習や能力開発の機会の提供
(3) 女性のチャレンジを支える環境の整備 (4) 経済的に困難な女性、若年女性無業者への自立支援
(5) 関係機関等との連携強化

- 課題3 (1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進 (2) 女性が安心して働くことのできる就業環境の整備
(3) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

- 課題4 (1) 家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進 (2) 子育て、介護等への社会的支援
(3) 家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進 (4) 家庭生活における男女共同参画の促進
(5) 地域活動における男女共同参画の促進

- 課題5 (1) 高齢者等特別な配慮を必要とする人がいきいきと生活できるための支援
(2) 高齢者等特別な配慮を必要とする人が安心して暮らせる環境の整備 (3) 高齢者等特別な配慮を必要とする人のケアへの支援

- 課題6 (1) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の整備 (2) 地域防災活動への女性の参画の促進
(3) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応 (4) 災害復興時における男女共同参画の促進

- 課題7 (1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり (2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進
(3) 児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進
(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進 (5) 性犯罪への対策の推進 (6) 売買春への対策の推進
(7) 人身取引への対策の推進 (8) ストーカー行為等への対策の推進

- 課題8 (1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重についての知識の浸透及び定着
(2) 生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進 (3) 性差に応じた健康支援の推進
(4) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

- 課題9 (1) 男女共同参画に関する国際的視野の理解の促進
(2) 国際社会における取り組みの成果の取り入れと浸透

男女共同参画社会実現のための推進体制の整備

5 第2次川口市男女共同参画計画に基づく事業の実施状況

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

施策の方向(1) 社会における制度や慣行の見直し、意識の改革

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
1	「男女共同参画推進条例」の普及・啓発 (再掲: 推進体制の整備)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画の理解を深めるとともに、市、市民及び事業者の協働の下、男女が共に能力を発揮し、それぞれの個性が輝く社会を実現することを目的とした本条例の普及・啓発を図った。	条例啓発パンフレットを市民に配布するとともに、ホームページに掲載。 配布場所: はたちの集い、イベント(男女共同参画のつどい・男女共同参画フォーラム)、職員研修	協働推進課
2	男女共同参画週間啓発事業 「男女共同参画のつどい」	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	毎年6月23日～29日の男女共同参画週間に合わせ、男女共同参画社会基本法の目的や基本理念を啓発するため、毎年様々なテーマで講演会等を開催した。	実施日: 6月18日 会場: フレンジア 内容: 講演 演題「男がづらいよ ～絶望の時代の希望の“男性学”～」 講師 田中 俊之 氏 参加者: 311人	協働推進課
3	男女共同参画フォーラム (再掲: Ⅱ-1-(3))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	ボランティア団体との協働、地域活動団体の参加を通し、男女共同参画に関する認識を市民に広めるとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために開催した。 (川口の男女共同参画を考える会と市による実行委員会形式)	実施日: 29年2月18日 会場: リリア 催し広場・展示ホール 内容: ・「Mr.イクメンの星☆」フォトコンテスト表彰式&応募作品展示 ・寸劇「絆 それでも寄り添いたい!」 ・講演会「今、家族に何が起きているか ～多様化する家族と地域のあり方～」 講師 石川 結貴 氏 ・参加団体による発表(展示・講習会・アトラクション等) 参加団体: 17 参加者: 延べ574人	協働推進課
4	男女共同参画情報紙 「Co-Labo(コラボ)」 (再掲: Ⅰ-2-(1)、(2))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画社会の形成を促進するため、市民編集委員とともに、身近なテーマ・課題で情報紙を作成し、男女共同参画について考えるきっかけを提供した。	配布先: 全戸配布(町会・自治会)、市内公共施設、他の自治体、市外登録者等 ・55号(9月発行) 193,500部 ・56号(3月発行) 193,500部	協働推進課
5	男女共同参画啓発誌 (再掲: Ⅰ-2-(1)、(2))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	性別による役割分担意識を解消し、男女共同参画社会について市民に理解と普及・啓発を図るため、各世代別に啓発誌を作成し、配布した。	「いろいろがたのしい」 対象: 幼児(5歳児) 「カラフル」 対象: 中学1年生 「人と人とのよりよい関係をつくるために」 (内閣府作成) 対象: 高校1年生	協働推進課
6	「Mr.イクメンの星」フォトコンテスト (再掲: Ⅱ-4-(1)、(4))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の改革を促すことを目的に開催した。 (応募内容: 日常的に、積極的に、育児を楽しんでいるイクメン・イクジイの写真)	応募: 9月1日～11月15日 表彰・作品展示: 2月18日「男女共同参画フォーラム」 入賞作品展示: 平成29年2月22日～3月6日 市役所ロビー 平成29年3月8日～3月14日 男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)	協働推進課
7	男女共同参画セミナー (男性の家庭・育児参画の促進) (再掲: Ⅱ-4-(1)、(4))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の改革を促すことを目的としたセミナーを開催した。	実施日: 7月16日 内容: イクメン応援講座PART I 「男性保育士が教えるパパと一緒に親子体操講座」 参加者: 13組 実施日: 10月7日 内容: 「ママのための家族写真講座～家族の思い出を素敵に残そう!～」 参加者: 25人 実施日: 11月12日 内容: イクメン応援講座PART II 「親子の絆を深めるハッピー“ベビーダンス”～これでパパも寝かしつけ上手!!」 参加者: 16組	協働推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

施策の方向(1) 社会における制度や慣行の見直し、意識の改革

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
8	男女共同参画セミナー (女性の就業・チャレンジ支援) (再掲:Ⅱ-2-(1)、(2)、(5)、Ⅱ-3-(3)、Ⅱ-4-(1)、(3)、(4))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	これから働きたい・現在の自分の働き方を見直したい・よりよく働きたい女性のための就職支援セミナーを開催した。	実施日:10月20日 内容:女性のためのキャリア友セミナーPARTⅠ 「目指せワーキングマザー!仕事・育児両立講座」 参加者:19人 実施日:10月21日、28日、11月4日 内容:在宅ワーカー育成セミナー スタートアップコース 参加者:延べ155人 (埼玉県女性キャリアセンターと共催)	協働推進課
9	男女共同参画セミナー (働く場における男女共同参画の推進) (再掲:Ⅱ-3-(1)、(2)、(3)、Ⅱ-4-(3)、Ⅱ-7-(4)、Ⅱ-8-(1))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	妊娠・出産・育児期の女性が安心して働くことのできる環境づくりを促進することを目的としたセミナーを開催した。	実施日:11月10日 内容:「マタニティハラスメント防止セミナー(企業向け)」 参加者:11人	協働推進課
10	男女共同参画セミナー (家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援) (再掲:Ⅱ-2-(3)、Ⅱ-4-(1)、(4))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	家庭における男女共同参画の意識を高め、より自分らしい生き方ができる環境づくりを目的としたセミナーを開催した。	実施日:6月11日 内容:「仲良し家族づくりのための課題と解決のヒント!~わかり合うには対話術が必要だった!~」 参加者:4組	協働推進課
11	男女共同参画セミナー (子育て支援) (再掲:Ⅱ-4-(2))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	子育て家庭に対して、子育ての孤立化や不安の解消を図ることを目的としたセミナーを開催した。	実施日:5月27日 内容:「助産師さんのお話・赤ちゃんセミナー」 参加者:19組	協働推進課
12	男女共同参画セミナー (高齢者が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実) (再掲:Ⅰ-1-(2)、Ⅱ-5-(1))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	高齢化社会に対応した環境整備として将来への色々な事柄を整理し、今より良く生きる事や意識啓発の促進を目的にセミナーを開催した。	実施日:5月19日 内容:「知って安心、より良く生きるための法律講座 ~いつか必ず発生する相続について~」 参加者:22人	協働推進課
13	男女共同参画セミナー (男女共同参画の視点に立った防災対策の推進) (再掲:Ⅱ-6-(1)、(2)、(3)、(4))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	市民に男女共同参画の視点に立った地域防災対策の必要性を理解していただくことを目的に開催した。	実施日:平成29年2月10日 内容:みんなで考える地域防災 参加者:23人	協働推進課
14	女性社会進出事業 (再掲:Ⅱ-1-(2)、(3)、Ⅱ-2-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、Ⅱ-3-(1)、(2))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	女性の雇用促進・環境改善を推進することを目的として、市内企業で働く女性社員や管理職等に対象者を絞ったセミナーの開催と、女性の雇用に積極的な企業の就職説明会を開催した。	女性活躍推進セミナー 実施日:1月17日、1月19日、1月24日、2月7日 内容:対象者別セミナー(総務・人事担当者向け、女性社員向け、女性リーダー社員向け、男性社員向け)参加者:延べ65名 女性社会進出事業-就職説明会- 実施日:2月13日 内容:女性の雇用に積極的な市内企業と、就職を志望している方を対象に就職説明会を開催。 参加企業数:8社 参加者:40名	労政課 (平成29年度:経営支援課)

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

施策の方向(1) 社会における制度や慣行の見直し、意識の改革

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
15	女性のための就職支援セミナー (再掲: II-2-(1)、(2))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	女性の就職支援と能力開発・働き方について、「女性向けセミナー」を川口若者ゆめワークにて開催した。	女性向けセミナー開催のチラシを男女共同参画コーナー、公民館、ハローワーク等に配布するとともに、広報かわぐちへ掲載及びホームページにおいて周知した。 実施日: 5月31日、7月12日、8月19日、9月16日、10月28日、11月15日、12月20日、2月7日、3月3日 内容: 「女性向け就職支援セミナー」(9回開催) 女性と仕事に関する情報や求人情報の入手方法を学び、キャリアプラン作成等のワークを行った。 参加者: 延べ162人	労政課 (平成29年度: 経営支援課)

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

施策の方向(2) 男女共同参画に関する法制度や救済制度の活用能力の向上及び相談、情報提供による支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
12	男女共同参画セミナー (高齢者が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実) (再掲: I-1-(1)、II-5-(1))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	高齢化社会に対応した環境整備として将来への色々な事柄を整理し、今より良く生きる事や意識啓発の促進を目的にセミナーを開催した。	実施日: 5月19日 内容: 「知って安心、より良く生きるための法律講座 ~いつか必ず発生する相続について~」 参加者: 22人	協働推進課
16	女性のための悩みごと電話相談事業 (再掲: II-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設した。	相談日: 毎月第2・4水曜日 午後1時~3時 相談員: NPO法人女性のスペース「結」から派遣 相談件数: 32件 周知方法: 女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
17	女性総合相談事業 (再掲: II-7-(1))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	女性相談員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日: 毎週火曜・金曜日 午前10時~午後5時 相談員: 火曜・金曜日各1名 相談件数: 252件 周知方法: 女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。チラシ・ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
18	男女共同参画苦情処理委員制度	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	市が実施する男女共同参画に関する施策や、男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情や意見等を受け付ける制度 苦情処理委員: 2名(大学教授、弁護士)	苦情・意見等: 0件	協働推進課
19	法律相談	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	・女性のための法律相談 女性の様々な悩みに対し、広い視野に立ち、適切な助言をするとともに、法的アドバイスを女性弁護士が行った。	・女性のための法律相談件数: 128件	市民相談室

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題1 男女共同参画に関する意識啓発の促進

施策の方向(3) 男女共同参画についての情報や資料の収集と整備、提供

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
20	男女共同参画関連情報の収集及び提供	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画についての国・県・他市等の情報や資料等を収集し、市民へ情報提供及び啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)において、情報紙・啓発誌・書籍・チラシ等を展示・配布するとともに、ホームページにおいて情報提供。	協働推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題2 教育の場における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った男女平等意識の浸透

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
4	男女共同参画情報紙「Co-Labo(コ・ラボ)」 (再掲: I-1-(1)、I-2-(2))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画社会の形成を促進するため、市民編集委員とともに、身近なテーマ・課題で情報紙を作成し、男女共同参画について考えるきっかけを提供した。	配布先: 全戸配布(町会・自治会)、市内公共施設、他の自治体、市外登録者等 ・55号(9月発行) 193,500部 ・56号(3月発行) 193,500部	協働推進課
5	男女共同参画啓発誌 (再掲: I-1-(1)、I-2-(2))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	性別による役割分担意識を解消し、男女共同参画社会について市民に理解と普及・啓発を図るため、各世代別に啓発誌を作成し、配布した。	「いろいろがたのしい」 対象: 幼児(5歳児) 「カラフル」 対象: 中学1年生 「人と人とのよりよい関係をつくるために」 (内閣府作成) 対象: 高校1年生	協働推進課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題2 教育の場における男女共同参画の推進

施策の方向(2) 家庭、保育、学校における男女共同参画教育の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
4	男女共同参画情報紙「Co-Labo(コ・ラボ)」 (再掲: I-1-(1)、I-2-(1))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画社会の形成を促進するため、市民編集委員とともに、身近なテーマ・課題で情報紙を作成し、男女共同参画について考えるきっかけを提供した。	配布先: 全戸配布(町会・自治会)、市内公共施設、他の自治体、市外登録者等 ・55号(9月発行) 193,500部 ・56号(3月発行) 193,500部	協働推進課
5	男女共同参画啓発誌 (再掲: I-1-(1)、I-2-(1))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	性別による役割分担意識を解消し、男女共同参画社会について市民に理解と普及・啓発を図るため、各世代別に啓発誌を作成し、配布した。	「いろいろがたのしい」 対象: 幼児(5歳児) 「カラフル」 対象: 中学1年生 「人と人とのよりよい関係をつくるために」 (内閣府作成) 対象: 高校1年生	協働推進課
21	保育士研修	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	保育士の質の向上を目的に人権保育を含めた研修を実施した。	研修実施回数: 16回 参加者: 1,879人 ・「発達障害児のある子や気になる子の理解と具体的な支援」 ・「子どものいのちと心を守る」 ・「保育者になるために伝えておきたいこと」等	保育入所課
22	保育計画作成	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	職員および児童が人権への理解を深められるよう、保育所保育指針に基づき、様々な人権に配慮した保育計画を作成し、実行するよう指導した。	保育所(90施設)及び小規模保育事業所(37施設)において実施	保育入所課
23	教職員に対する研修事業	Ⅱ 2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	教職員を対象とした男女共同参画に関する内容の研修、啓発を図った。	・人権教育研修会の開催(人権課題の一つに女性の問題を位置づける)	指導課
24	各学校に対する指導助言	Ⅱ 2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	男女共同参画の視点に立った男女平等教育の推進を図った。	・『指導の方向』(市教委が示す教育指針)に男女平等教育を掲載 ・学校の全教育活動を通した組織的・計画的な推進	指導課

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題2 教育の場における男女共同参画の推進

施策の方向(3) 職場、地域における社会教育の分野での男女共同参画教育の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
25	盛人大学	VI・1 市民が元気に活動するための環境づくり	50歳以上のかたがたに交流と地域参加の機会を提供するとともに、活動や学び交流などを通して将来の社会貢献活動を担う人材育成を行った。	盛人大学 受講者:295人(9コース) 入学式:5月29日 参加者 336人 大学祭:11月27日 参加者 560人 卒業式:3月12日 参加者 297人	協働推進課
26	市民大学 公民館開催各種講座	II・3 市民が自己実現をめざせる環境づくり	市民大学講座や公民館等開催各種講座にて、男女共同参画に関する講座を実施した。	市民大学38講座実施。公民館では、男女があらゆる分野に積極的に参画していけるよう、人権教育・家庭教育・健康教室など、生涯にわたる様々な学習機会や地域社会への参画を促進するための講座を実施。	生涯学習課 (公民館)
27	文化・教養講座	II・3 市民が自己実現をめざせる環境づくり	勤労青少年、親子、子ども等を対象に各種文化、教養の講座を実施し、生涯学習活動の支援を行った。	働く青少年、親子、子どものため、楽しい充実した余暇を過ごせるよう、各種文化活動や交流等が行われており、より多くのかたが参加できるよう講座などが行われた。 実施日:1月21日 内容:手作り味噌教室(1回) 参加者:延べ25人 実施日:6月19、26日、10月19、30日 内容:親子パン作り教室(4回) 参加者:延べ119人 実施日:11月25、26日 内容:そば打ち教室(2回) 参加者:延べ20人 他	生涯学習課 (中央ふれあい館)
28	婦人教養講座	II・3 市民が自己実現をめざせる環境づくり	生涯にわたるさまざまな学習機会を提供するため、パン作り教室などを実施した。	実施日:11月10、17日、12月1日、1月25日 内容:旬彩クッキング(4回) 参加者:延べ43人 実施日:9月17、24日 内容:パン作り教室(2回) 参加者:延べ33人	生涯学習課 (婦人会館)

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮

施策の方向(1) メディアにおける男女の人権の尊重

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
29	青少年の携帯・インターネットの利用関連情報の収集び提供	Ⅱ・2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	青少年の携帯・インターネットの利用についての国・県・他市等の情報や資料等を収集し、市民へ情報提供及び啓発を行った。	本庁舎(1階ロビーチラシ置き場)や青少年対策室内において、チラシ等を配布した。	青少年対策室
30	埼玉県青少年健全育成条例普及啓発活動	Ⅱ・2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	県から委嘱を受けた青少年育成推進員が各地区の自主的なパトロール活動として県条例の普及啓発活動を行った。また、地域で青少年を守り育てる活動として、学校訪問、声かけ・あいさつ運動、非行防止パトロール、有害環境の浄化活動などを行った。	学校訪問、愛のひと声・あいさつ運動の実施及び非行防止キャンペーンへ参加するなど啓発活動を実施した。	青少年対策室
31	非行防止キャンペーン	Ⅱ・2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	青少年育成委員、青少年育成推進員による駅頭での啓発物の配布等により、青少年の非行防止についての市民の意識を高めるために非行防止キャンペーンを実施した。	実施日:7月5日、7月12日、11月9日(実施日順) 場所:蕨駅頭、川口駅頭、東川口駅頭(実施日順) 参加者:18人、127人、64人(実施日順)	青少年対策室
32	非行防止教室	Ⅱ・2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	各学校において、児童生徒の非行・問題行動の抑止を目的として、さまざまなメディアの危険性等について指導を行った。	小・中学校及び高等学校の、児童生徒全員が、非行防止強化期間中に1回以上非行防止教室に参加できるよう実施した。	指導課

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮

施策の方向(2) 男女共同参画の視点に立った自治体情報の提供

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
33	広報かわぐちの発行	Ⅵ・2 市民と行政の相互協力	市民参加のまちづくりを推進するため、市広報紙「広報かわぐち」を編集・発行し、市民と行政の情報の共有化を図った。	広報紙発行にあたり、表現・表記や人権、男女共同参画等に配慮し作成した。	広報課
34	公衆に表示する情報・表現に関する配慮 (再掲:Ⅰ-3-(3))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	公衆に表示する情報について、男女の人権に配慮した、男女共同参画の視点に立った表現・表記の浸透を図った。	「男女共同参画の視点からの表現ガイド」(埼玉県作成)を庁内ホームページに掲載。	協働推進課
35	男女共同参画の視点に立った広報紙等の作成	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	広報紙への掲載及びチラシ等の作成にあたっては、男女の人権や男女共同参画の視点に立ったものとなるように留意した。	・広報紙への掲載 女性のための悩みごと電話相談、女性のための相談窓口、男女共同参画のつどい、男女共同参画フォーラム、男女共同参画セミナー等 ・チラシの作成 男女共同参画のつどい、男女共同参画フォーラム、男女共同参画セミナー等 ・男女共同参画情報紙、啓発誌	協働推進課

基本目標 I 男女共同参画社会実現のための意識づくり

課題3 メディア等における情報、表現に関する配慮

施策の方向(3) 男女共同参画の視点に立った表現の浸透

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
34	公衆に表示する情報・表現に関する配慮 (再掲: I-3-(2))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	公衆に表示する情報について、男女の人権に配慮した、男女共同参画の視点に立った表現・表記の浸透を図った。	「男女共同参画の視点からの表現ガイド」(埼玉県作成)を庁内ホームページに掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

施策の方向(1) 市における政策や方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
36	職員研修(専門研修)	Ⅵ・3 行政経営の基盤強化	今後本市の中核を担うものとして、組織において求められている役割を理解するとともに、自らの可能性や強みを把握し、さらなるキャリアアップへの意欲を高め、今後のキャリアビジョンの形成についてのヒントやスキルの習得を図った。	実施日:6月21日 研修名:女性職員キャリアサポート研修 対象者:主事、主任級の女性職員 受講者:19人	職員課
37	派遣研修	Ⅵ・3 行政経営の基盤強化	男女の別なく各研修機関へ派遣し、幅広い分野への女性参画の拡大を図った。	女性職員派遣者:19人 (自治大1、市町村アカデミー2、広域連合8、民間企業1、県土整備事務所3、その他4)	職員課
38	定期人事	Ⅵ・3 行政経営の基盤強化	市女性職員のあらゆる組織への参画、多様な職域への配置の促進を図った。	男女の別なく必要な人材を必要な箇所へ配置。	職員課
39	行政委員会・附属機関等への女性登用の促進	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	審議会等への女性の登用を促進するため、目標値を設定のうえ毎年登用状況を調査し、庁内連絡会議等を通して女性の登用促進を図った。	目標値:30%以上(平成32年度) 登用率:26.7%(平成29年4月1日現在) (内訳)行政委員会:9.1%、附属機関等:27.2%	協働推進課
40	女性教員の学校運営への参加促進	総合計画の位置づけなし (人事については県教育委員会による)	学校教育における女性管理職の登用の促進を図った。	女性小学校校長者数:13人 女性中学校校長者数:6人 女性幼稚園長者数:1人 女性小学校教頭者数:11人 女性中学校教頭者数:1人	学務課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

施策の方向(2) 事業所、各種機関・団体等の組織への女性の参画の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
41	交通安全母の会への支援	Ⅴ・2 安全・安心快適な移動を支える交通環境の整備	交通安全啓発活動などを行う、児童の母親等で構成される交通安全母の会に対して、交通安全研修会、啓発活動、各種街頭活動などの支援を行うとともに、交通安全活動を通して地域活動への参画を促した。	各事業及び活動に対する支援及び補助金の交付	交通安全対策課
42	「商工勤労ニュース」 「れいばー倶楽部」 (再掲:Ⅱ-3-(1)、(2)、(3)、Ⅱ-4-(3)、Ⅱ-7-(4))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就労環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」「れいばー倶楽部」を通じて発信した。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」や、「れいばー倶楽部」などを通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 9,000部×2回発行 ・れいばー倶楽部 630部×12回発行	労政課 (平成29年度: 経営支援課)
14	女性社会進出事業 (再掲:Ⅰ-1-(1)、Ⅱ-1-(3)、Ⅱ-2-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、Ⅱ-3-(1)、(2))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	女性の雇用促進・環境改善を推進することを目的として、市内企業で働く女性社員や管理職等に対象者を絞ったセミナーの開催と、女性の雇用に積極的な企業の就職説明会を開催した。	女性活躍推進セミナー 実施日:1月17日、1月19日、1月24日、2月7日 内容:対象者別セミナー(総務・人事担当者向け、女性社員向け、女性リーダー社員向け、男性社員向け)参加者:延べ65名 女性社会進出事業—就職説明会— 実施日:2月13日 内容:女性の雇用に積極的な市内企業と、就職を志望している方を対象に就職説明会を開催。 参加企業数:8社 参加者:40名	労政課 (平成29年度: 経営支援課)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題1 政策や方針の立案及び決定への男女共同参画

施策の方向(3) 男女共同参画を進める人材や団体等の育成

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
3	男女共同参画フォーラム (再掲: I-1-(1))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	ボランティア団体との協働、地域活動団体の参加を通じ、男女共同参画に関する認識を市民に広めるとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために開催した。 (川口の男女共同参画を考える会と市による実行委員会形式)	実施日: 29年2月18日 会場: リリア 催し広場・展示ホール 内容: ・「Mr.イクメンの星☆」フォトコンテスト表彰式 & 応募作品展示 ・寸劇「絆 それでも寄り添いたい!」 ・講演会「今、家族に何が起きているか ~多様化する家族と地域のあり方~」 講師 石川 結貴 氏 ・参加団体による発表(展示・講習会・アトラクション等) 参加団体: 17 参加者: 延べ574人	協働推進課
43	川口の男女共同参画を考える会 (再掲: 推進体制の整備)	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画を推進する活動を行う市民ボランティア組織で、市と協働して男女共同参画フォーラムやセミナーの企画・運営、イベントの協力を行った。市は学習・研修機会の提供や能力を発揮できるよう支援を行った。	内容: イベントへの協力及び参加 回数: 定例会5回、セミナー11種類、フォーラム1回 会員: 26人 部会: 地域・子育て部会、ワーク・ライフ・バランスを考える部会	協働推進課
14	女性社会進出事業 (再掲: I-1-(1)、Ⅱ-1-(2)、Ⅱ-2-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、Ⅱ-3-(1)、(2))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	女性の雇用促進・環境改善を推進することを目的として、市内企業で働く女性社員や管理職等に対象者を絞ったセミナーの開催と、女性の雇用に積極的な企業の就職説明会を開催した。	女性活躍推進セミナー 実施日: 1月17日、1月19日、1月24日、2月7日 内容: 対象者別セミナー(総務・人事担当者向け、女性社員向け、女性リーダー社員向け、男性社員向け)参加者: 延べ65名 女性社会進出事業—就職説明会— 実施日: 2月13日 内容: 女性の雇用に積極的な市内企業と、就職を志望している方を対象に就職説明会を開催。 参加企業数: 8社 参加者: 40名	労政課 (平成29年度: 経営支援課)
44	社会教育関係団体への指導助言	Ⅱ・3 市民が自己実現をめざせる環境づくり	公民館を利用している女性団体等の社会教育関係団体に対し、活動面や運営面の指導助言を実施した。	該当する社会教育関係団体の指導助言	生涯学習課 (公民館)
45	婦人会館定期利用団体館外リーダー研修会	Ⅱ・3 市民が自己実現をめざせる環境づくり	婦人会館定期利用団体相互の情報交換と交流の機会を提供するとともに、リーダー養成のための研修会を開催した。	実施日: 5月21日 内容: 県外視察研修 参加者: 61人 実施日: 12月5日 内容: 伝統文化講座(歌舞伎鑑賞) 参加者: 48人	生涯学習課 (婦人会館)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題2 女性のチャレンジ支援

施策の方向(1) 女性のチャレンジ支援のための情報提供

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
46	チャレンジ支援のための情報提供 (再掲: II-2-(5))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	チャレンジしたい女性が必要な情報を入手できるように、市及び国・県・他市等の女性のチャレンジに関する情報を提供した。	女性のチャレンジに関するチラシ等を男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)に配架するとともに、ホームページにおいて市及び国・県等の情報を掲載。	協働推進課
8	男女共同参画セミナー(女性の就業・チャレンジ支援) (再掲: I-1-(1)、II-2-(2)、(5)、II-3-(3)、II-4(1)、(3)、(4))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	これから働きたい・現在の自分の働き方を見直したい・よりよく働きたい女性のための就職支援セミナーを開催した。	実施日: 10月20日 内容: 女性のためのキャリア友セミナーPART I 「目指せワーキングマザー! 仕事・育児両立講座」 参加者: 19人 実施日: 10月21日、28日、11月4日 内容: 在宅ワーカー育成セミナー スタートアップコース 参加者: 延べ155人 (埼玉県女性キャリアセンターと共催)	協働推進課
14	女性社会進出事業 (再掲: I-1-(1)、II-1-(2)、(3)、II-2-(2)、(3)、(4)、(5)、II-3-(1)、(2))	III・1 地域経済基盤づくり	女性の雇用促進・環境改善を推進することを目的として、市内企業で働く女性社員や管理職等に対象者を絞ったセミナーの開催と、女性の雇用に積極的な企業の就職説明会を開催した。	女性活躍推進セミナー 実施日: 1月17日、1月19日、1月24日、2月7日 内容: 対象者別セミナー(総務・人事担当者向け、女性社員向け、女性リーダー社員向け、男性社員向け)参加者: 延べ65名 女性社会進出事業-就職説明会- 実施日: 2月13日 内容: 女性の雇用に積極的な市内企業と、就職を志望している方を対象に就職説明会を開催。 参加企業数: 8社 参加者: 40名	労政課 (平成29年度: 経営支援課)
15	女性のための就職支援セミナー (再掲: I-1-(1)、II-2-(2))	III・1 地域経済基盤づくり	女性の就職支援と能力開発・働き方について、「女性向けセミナー」を川口若者ゆめワークにて開催した。	女性向けセミナー開催のチラシを男女共同参画コーナー、公民館、ハローワーク等に配布するとともに、広報かわぐちへ掲載及びホームページにおいて周知した。 実施日: 5月31日、7月12日、8月19日、9月16日、10月28日、11月15日、12月20日、2月7日、3月3日 内容: 「女性向け就職支援セミナー」(9回開催) 女性と仕事に関する情報や求人情報の入手方法を学び、キャリアプラン作成等のワークを行った。 参加者: 延べ162人	労政課 (平成29年度: 経営支援課)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題2 女性のチャレンジ支援

施策の方向(2) チャレンジのための学習や能力開発の機会の提供

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
8	男女共同参画セミナー(女性の就業・チャレンジ支援) (再掲: I-1-(1)、II-2-(1)、(5)、II-3-(3)、II-4-(1)、(3)、(4))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	これから働きたい・現在の自分の働き方を見直したい・よりよく働きたい女性のための就職支援セミナーを開催した。	実施日: 10月20日 内容: 女性のためのキャリア友セミナーPART I 「目指せワーキングマザー! 仕事・育児両立講座」 参加者: 19人 実施日: 10月21日、28日、11月4日 内容: 在宅ワーカー育成セミナー スタートアップコース 参加者: 延べ155人 (埼玉県女性キャリアセンターと共催)	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題2 女性のチャレンジ支援

施策の方向(2) チャレンジのための学習や能力開発の機会の提供

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
14	女性社会進出事業 (再掲: I-1-(1)、II-1-(2)、(3)、II-2-(1)、(3)、(4)、(5)、II-3-(1)、(2))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	女性の雇用促進・環境改善を推進することを目的として、市内企業で働く女性社員や管理職等に対象者を絞ったセミナーの開催と、女性の雇用に積極的な企業の就職説明会を開催した。	女性活躍推進セミナー 実施日:1月17日、1月19日、1月24日、2月7日 内容:対象者別セミナー(総務・人事担当者向け、女性社員向け、女性リーダー社員向け、男性社員向け)参加者:延べ65名 女性社会進出事業―就職説明会― 実施日:2月13日 内容:女性の雇用に積極的な市内企業と、就職を志望している方を対象に就職説明会を開催。 参加企業数:8社 参加者:40名	労政課 (平成29年度: 経営支援課)
15	女性のための就職支援セミナー (再掲: I-1-(1)、II-2-(1))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	女性の就職支援と能力開発・働き方について、「女性向けセミナー」を川口若者ゆめワークにて開催した。	女性向けセミナー開催のチラシを男女共同参画コーナー、公民館、ハローワーク等に配布するとともに、広報かわぐちへ掲載及びホームページにおいて周知した。 実施日:5月31日、7月12日、8月19日、9月16日、10月28日、11月15日、12月20日、2月7日、3月3日 内容:「女性向け就職支援セミナー」(9回開催) 女性と仕事に関する情報や求人情報の入手方法を学び、キャリアプラン作成等のワークを行った。 参加者:延べ162人	労政課 (平成29年度: 経営支援課)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題2 女性のチャレンジ支援

施策の方向(3) 女性のチャレンジを支える環境の整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
10	男女共同参画セミナー (家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援) (再掲: I-1-(1)、II-4-(1)、(4))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	家庭における男女共同参画の意識を高め、より自分らしい生き方ができる環境づくりを目的としたセミナーを開催した。	実施日:6月11日 内容:「仲よし家族づくりのための課題と解決のヒント! ~わかり合うには対話術が必要だった! ~」 参加者:4組	協働推進課
47	保育所等の整備・管理運営 (再掲: II-4-(2))	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	女性の就労の増大、就労形態の変化等、保育需要の多様化に応え、保護者が安心して子育てと就労が両立できるよう保育所の整備及び内容(乳児保育、延長保育、障害児保育、一時保育)の充実を図った。	施設数:公設公営30ヶ所、公設民営11ヶ所、民設民営49ヶ所、小規模保育事業所37ヶ所 定員:8,082人 延長保育:全127施設が実施 一時保育事業:公設公営5ヶ所、公設民営2ヶ所、民設民営7ヶ所で実施 保育所等の整備 公設民営保育所 1ヶ所 民設民営保育所 10ヶ所 小規模保育事業所 9ヶ所	子ども総務課 保育運営課 保育入所課
48	家庭保育室事業 (再掲: II-4-(2))	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	特に待機児童の多い生後8週過ぎから2歳(4月1日現在)までの保育需要を補い、保護者の就労等により、家庭での保育が困難である保護者に代わり保育を実施した。	4月1日現在 保育室数:12ヶ所 定員:155人	保育入所課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題2 女性のチャレンジ支援

施策の方向(3) 女性のチャレンジを支える環境の整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
49	放課後子供教室 (再掲:Ⅱ-4-(2))	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を提供した。	小学校20校、公民館1館、計21箇所を実施。市内10地区全てで実施。 (原町小学校・朝日東小学校・青木北小学校・芝小学校・戸塚南小学校・新郷小学校・飯仲小学校・安行東小学校・鳩ヶ谷小学校・南鳩ヶ谷小学校・中居小学校・桜町小学校・辻小学校・里小学校・本町小学校・在家小学校・差間小学校・芝中央小学校・神根公民館・東本郷小学校・領家小学校)	生涯学習課
50	放課後児童クラブ (再掲:Ⅱ-4-(2))	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	保護者が就労している児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ事業を実施し、その充実に努めた。小学校全学年対象(特別支援学級児童も含む) 放課後から午後6時30分まで開室(夏休み等の平日の学校休業日は午前8時から)	設置校数:52校 利用者:5,152人 平成27年度から対象学年を拡大し、全学年対象。	学務課
14	女性社会進出事業 (再掲:Ⅰ-1-(1)、Ⅱ-1-(2)、(3)、Ⅱ-2-(1)、(2)、(4)、(5)、Ⅱ-3-(1)、(2))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	女性の雇用促進・環境改善を推進することを目的として、市内企業で働く女性社員や管理職等に対象者を絞ったセミナーの開催と、女性の雇用に積極的な企業の就職説明会を開催した。	女性活躍推進セミナー 実施日:1月17日、1月19日、1月24日、2月7日 内容:対象者別セミナー(総務・人事担当者向け、女性社員向け、女性リーダー社員向け、男性社員向け)参加者:延べ65名 女性社会進出事業—就職説明会— 実施日:2月13日 内容:女性の雇用に積極的な市内企業と、就職を志望している方を対象に就職説明会を開催。 参加企業数:8社 参加者:40名	労政課 (平成29年度: 経営支援課)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題2 女性のチャレンジ支援

施策の方向(4) 経済的に困難な女性、若年女性無業者への自立支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
51	ひとり親家庭自立支援給付金事業	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	ひとり親家庭の自立を促進するため、就業支援策を着実かつ効果的に実施し、ひとり親家庭の雇用が促進されるようにした。 ①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・事業内容 ひとり親家庭の母又は父が職業能力開発のための講座を受講し、修了したときに、教育訓練給付金を支給した。 ②ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ・事業内容 ひとり親家庭の母又は父が看護師等の資格取得のため、1年以上養成機関等で修業する場合に、修業期間のうち一定の期間について訓練促進給付金を支給した。また、養成機関への入学時における負担を考慮し、修了後に修了支援給付金を支給した。	①ひとり親家庭自立支援教育訓練給付金事業 ・支給決定件数 5件 ②ひとり親家庭高等職業訓練促進給付金等事業 ・支給決定件数 16件	子ども育成課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題2 女性のチャレンジ支援

施策の方向(4) 経済的に困難な女性、若年女性無業者への自立支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
14	女性社会進出事業 (再掲: I-1-(1)、II-1-(2)、(3)、II-2-(1)、(2)、(3)、(5)、II-3-(1)、(2))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	女性の雇用促進・環境改善を推進することを目的として、市内企業で働く女性社員や管理職等に対象者を絞ったセミナーの開催と、女性の雇用に積極的な企業の就職説明会を開催した。	女性活躍推進セミナー 実施日:1月17日、1月19日、1月24日、2月7日 内容:対象者別セミナー(総務・人事担当者向け、女性社員向け、女性リーダー社員向け、男性社員向け)参加者:延べ65名 女性社会進出事業―就職説明会― 実施日:2月13日 内容:女性の雇用に積極的な市内企業と、就職を志望している方を対象に就職説明会を開催。 参加企業数:8社 参加者:40名	労政課 (平成29年度: 経営支援課)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題2 女性のチャレンジ支援

施策の方向(5) 関係機関等との連携強化

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
46	チャレンジ支援のための情報提供 (再掲: II-2-(1))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	チャレンジしたい女性が必要な情報を入手できるように、市及び国・県・他市等の女性のチャレンジに関する情報を提供した。	女性のチャレンジに関するチラシ等を男女共同参画コーナー(キューポ・ラ本館棟M4階)に配架するとともに、ホームページにおいて市及び国・県等の情報を掲載。	協働推進課
8	男女共同参画セミナー(女性の就職・チャレンジ支援) (再掲: I-1-(1)、II-2-(1)、(2)、II-3-(3))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	これから働きたい・現在の自分の働き方を見直したい・よりよく働きたい女性のための就職支援セミナーを開催した。	実施日:10月21日、28日、11月4日 内容:在宅ワーカー育成セミナー スタートアップコース 参加者:延べ155人 (埼玉県女性キャリアセンターと共催)	協働推進課
14	女性社会進出事業 (再掲: I-1-(1)、II-1-(2)、(3)、II-2-(1)、(2)、(3)、(4)、II-3-(1)、(2))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	女性の雇用促進・環境改善を推進することを目的として、市内企業で働く女性社員や管理職等に対象者を絞ったセミナーの開催と、女性の雇用に積極的な企業の就職説明会を開催した。	女性活躍推進セミナー 実施日:1月17日、1月19日、1月24日、2月7日 内容:対象者別セミナー(総務・人事担当者向け、女性社員向け、女性リーダー社員向け、男性社員向け)参加者:延べ65名 女性社会進出事業―就職説明会― 実施日:2月13日 内容:女性の雇用に積極的な市内企業と、就職を志望している方を対象に就職説明会を開催。 参加企業数:8社 参加者:40名	労政課 (平成29年度: 経営支援課)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向(1) 働く場における男女の均等な機会と待遇の確保の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
52	働く場における男女共同参画関係法令の周知	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	働く場における男女の均等な機会と待遇が確保され、男女間の格差が生じないように、関係法令の周知及び普及・啓発を図った。	男女雇用機会均等法・育児・介護休業法等の資料・チラシ等を男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)に配架するとともに、ホームページにおいて関係法令等の情報を掲載。	協働推進課
9	男女共同参画セミナー(働く場における男女共同参画の推進) (再掲:Ⅰ-1-(1)、Ⅱ-3-(2)、(3)、Ⅱ-4-(3)、Ⅱ-7-(4)、Ⅱ-8-(1))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	妊娠・出産・育児期の女性が安心して働くことのできる環境づくりを促進することを目的としたセミナーを開催した。	実施日:11月10日 内容:「マタニティハラスメント防止セミナー(企業向け)」 参加者:11人	協働推進課
53	労働セミナー	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	勤労者をとりまく法律を理解し、正しい認識を持つため「埼玉県労働セミナー」を埼玉県と共催で開催した。	実施日:11月10日、17日、24日、12月1日(4日間) 内容:知って安心!労働法基礎講座 参加者:延べ214人	労政課 (平成29年度:経営支援課)
42	「商工勤労ニュース」「れいばー倶楽部」 (再掲:Ⅱ-1-(2)、Ⅱ-3-(2)、(3)、Ⅱ-4-(3)、Ⅱ-7-(4))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就業環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」「れいばー倶楽部」を通じて発信した。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」や、「れいばー倶楽部」などを通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 9,000部×2回発行 ・れいばー倶楽部 630部×12回発行	労政課 (平成29年度:経営支援課)
14	女性社会進出事業 (再掲:Ⅰ-1-(1)、Ⅱ-1-(2)、(3)、Ⅱ-2-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、Ⅱ-3-(2))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	女性の雇用促進・環境改善を推進することを目的として、市内企業で働く女性社員や管理職等に対象者を絞ったセミナーの開催と、女性の雇用に積極的な企業の就職説明会を開催した。	女性活躍推進セミナー 実施日:1月17日、1月19日、1月24日、2月7日 内容:対象者別セミナー(総務・人事担当者向け、女性社員向け、女性リーダー社員向け、男性社員向け)参加者:延べ65名 女性社会進出事業—就職説明会— 実施日:2月13日 内容:女性の雇用に積極的な市内企業と、就職を志望している方を対象に就職説明会を開催。 参加企業数:8社 参加者:40名	労政課 (平成29年度:経営支援課)
54	家族経営協定締結推進事業	Ⅲ・4 魅力ある農業の振興	働く場における男女間の役割が平等になるように、家族経営協定締結の推進及び周知を図った。	ホームページに家族経営協定の情報を掲載。	農政課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向(2) 女性が安心して働くことのできる就業環境の整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
55	旧姓使用制度	Ⅵ・3 行政経営の基盤強化	職員が能力を発揮しやすい職場環境を構築するための制度	職員が能力を発揮しやすい職場環境を構築するため、旧姓使用制度を実施。	職員課
56	職員研修(専門研修) (再掲:Ⅱ-7-(4))	Ⅵ・3 行政経営の基盤強化	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメントは、個人の尊厳と人格を不当に侵害するほか、勤務能率や職場秩序に悪影響を与えることから、各々の意識のもち方、留意点及び防止策等について学んだ。	実施日:7月5日 研修名:ハラスメント防止講座 対象者:各所属1名 受講者:191人	職員課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向(2) 女性が安心して働くことのできる就業環境の整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
9	男女共同参画セミナー (働く場における男女共同参画の推進) (再掲: I-1-(1)、II-3-(1)、(3)、II-4-(3)、II-7-(4)、II-8-(1))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	妊娠・出産・育児期の女性が安心して働くことのできる環境づくりを促進することを目的としたセミナーを開催した。	実施日:11月10日 内容:「マタニティハラスメント防止セミナー(企業向け)」 参加者:11人	協働推進課
14	女性社会進出事業 (再掲: I-1-(1)、II-1-(2)、(3)、II-2-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、II-3-(1))	III・1 地域経済基盤づくり	女性の雇用促進・環境改善を推進することを目的として、市内企業で働く女性社員や管理職等に対象者を絞ったセミナーの開催と、女性の雇用に積極的な企業の就職説明会を開催した。	女性活躍推進セミナー 実施日:1月17日、1月19日、1月24日、2月7日 内容:対象者別セミナー(総務・人事担当者向け、女性社員向け、女性リーダー社員向け、男性社員向け)参加者:延べ65名 女性社会進出事業一就職説明会一 実施日:2月13日 内容:女性の雇用に積極的な市内企業と、就職を志望している方を対象に就職説明会を開催。 参加企業数:8社 参加者:40名	労政課 (平成29年度: 経営支援課)
42	「商工勤労ニュース」 「れいば一倶楽部」 (再掲: II-1-(2)、II-3-(1)、(3)、II-4-(3)、II-7-(4))	III・1 地域経済基盤づくり	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就業環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」「れいば一倶楽部」を通じて発信した。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」や、「れいば一倶楽部」などを通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 9,000部×2回発行 ・れいば一倶楽部 630部×12回発行	労政課 (平成29年度: 経営支援課)
57	院内保育室(医療センター職員用)	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	川口市立医療センターに在籍する職員の子育てと職場復帰の支援及び看護師等の資格を持ちながらも現在働いていない潜在看護師の就業支援になる院内保育室事業	院内保育室利用児童:22人 院内保育室利用職員:20人 実績額:8,080,070円	医療センター庶務課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題3 働く場における男女共同参画の推進

施策の方向(3) 多様な就業ニーズを踏まえた就業環境の整備

8	男女共同参画セミナー (女性の就業・チャレンジ支援) (再掲: I-1-(1)、II-2-(1)、(2)、(5))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	雇用・就業形態の多様化の中で、ライフスタイル等に応じて柔軟な働き方が可能な、在宅就業をテーマとしたセミナーを開催した。	実施日:10月21日、28日、11月4日 内容:在宅ワーカー育成セミナー スタートアップコース 参加者:延べ155人 (埼玉県女性キャリアセンターと共催)	協働推進課
9	男女共同参画セミナー (働く場における男女共同参画の推進) (再掲: I-1-(1)、II-3-(1)、(2)、II-4-(3)、II-7-(4)、II-8-(1))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	妊娠・出産・育児期の女性が安心して働くことのできる環境づくりを促進することを目的としたセミナーを開催した。	実施日:11月10日 内容:「マタニティハラスメント防止セミナー(企業向け)」 参加者:11人	協働推進課
42	「商工勤労ニュース」 「れいば一倶楽部」 (再掲: II-1-(2)、II-3-(1)、(2)、II-4-(3)、II-7-(4))	III・1 地域経済基盤づくり	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就業環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」「れいば一倶楽部」を通じて発信した。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」や、「れいば一倶楽部」などを通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 9,000部×2回発行 ・れいば一倶楽部 630部×12回発行	労政課 (平成29年度: 経営支援課)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(1) 家庭と仕事、地域活動の両立に関する意識啓発の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
6	「Mr.イクメンの星」フォトコンテスト (再掲: I-1-(1)、II-4-(4))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の改革を促すことを目的に開催した。 (応募内容: 日常的に、積極的に、育児を楽しんでいるイクメン・イクジイの写真)	応募: 9月1日～11月15日 表彰・作品展示: 2月18日「男女共同参画フォーラム」 入賞作品展示: 平成29年2月22日～3月6日 市役所ロビー 平成29年3月8日～3月14日 男女共同参画コーナー(キュボ・ラ本館棟M4階)	協働推進課
7	男女共同参画セミナー(男性の家庭・育児参画の促進) (再掲: I-1-(1)、II-4-(4))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の改革を促すことを目的としたセミナーを開催した。	実施日: 7月16日 内容: イクメン応援講座PART I 「男性保育士が教えるパパと一緒に親子体操講座」 参加者: 13組 実施日: 10月7日 内容: 「ママのための家族写真講座～家族の思い出を素敵に残そう!～」 参加者: 25人 実施日: 11月12日 内容: イクメン応援講座PART II 「親子の絆を深めるハッピー“ベビーダンス”～これでパパも寝かしつけ上手!!」 参加者: 16組	協働推進課
8	男女共同参画セミナー(女性の就業・チャレンジ支援) (再掲: I-1(1)、II-2-(1)、(2)、II-4-(3)、(4))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	これから働きたい・現在の自分の働き方を見直したい・よりよく働きたい女性のための就職支援セミナーを開催した。	実施日: 10月20日 内容: 女性のためのキャリア友セミナーPART I 「目指せワーキングマザー! 仕事・育児両立講座」 参加者: 19人	協働推進課
10	男女共同参画セミナー(家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援) (再掲: I-1-(1)、II-2-(3)、II-4-(4))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	家庭における男女共同参画の意識を高め、より自分らしい生き方ができる環境づくりを目的としたセミナーを開催した。	実施日: 6月11日 内容: 「仲良し家族づくりのための課題と解決のヒント!～わかり合うには対話術が必要だった!～」 参加者: 4組	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(2) 子育て、介護等への社会的支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
11	男女共同参画セミナー(子育て支援) (再掲: I-1-(1))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	子育て家庭に対して、子育ての孤立化や不安の解消を図ることを目的としたセミナーを開催した。	実施日: 5月27日 内容: 「助産師さんのお話・赤ちゃんセミナー」 参加者: 19組	協働推進課
58	外国人生活相談窓口の設置 (再掲: II-5-(2))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	多言語で市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内などを行った。国際交流員・外国人相談員が相談者の母語で対応した。 火曜日から土曜日…中国語・英語 火曜日…タガログ語 水曜日…韓国語	相談件数 403人 日本語教室案内 210人	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援 施策の方向(2) 子育て、介護等への社会的支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
59	高齢者相談事業 (再掲:Ⅱ-5-(3))	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	高齢者やその家族等からの在宅介護に関する各種の相談や、認知症に関する相談に対応した。	・認知症高齢者相談所 相談件数:1,895件	長寿支援課
60	介護予防事業 (再掲:Ⅱ-5-(1))	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	要介護状態になる可能性の高い虚弱高齢者(二次予防事業対象者)の把握及び心身機能の向上を図った。また、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、社会参加の促進等を図った。	①二次予防事業対象者施策事業 要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握し、対象者の運動器、口腔機能の向上を図るため運動教室等を実施した。 ・健康運動教室参加者:延べ1,130人 ・お口の健康教室参加者:延べ292人 ②一次予防事業対象者施策事業 介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に関する知識の普及及び啓発や、地域における自主的な介護予防に資する活動の促進及び支援を行った。 各事業参加者 ・老人大学 324人 ・ウォーキング教室 51人 ・運動教室 241人 ・温水プール浴教室 140人 ・生き生きデイサービス 9,398人 ・高齢者元気づくり推進リーダー養成講座 25人 ・介護支援ボランティア登録者 70人 ・介護予防ギフトボックス 142人	長寿支援課
61	地域包括支援センター運営業務 (再掲:Ⅱ-5-(3))	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、高齢者の総合相談窓口として、介護・福祉・健康・医療等適切な方法で高齢者を支援し、また、地域全体で高齢者を支えていくことができるよう、地域のネットワークを構築し総合的に高齢者を支援した。	市内の地域包括支援センター(20ヶ所)において実施 ・介護予防ケアマネジメント事業 要介護状態になる可能性の高い高齢者、要支援の認定を受けた高齢者に対し、その人の状態に合わせた介護予防プランを作成した。 ・総合相談事業 介護、福祉、健康、医療など、高齢者や家族の様々な相談に対応した。 相談件数:94,916件 ・権利擁護事業 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等を行った。高齢者の人権や財産が守られるよう支援した。 相談件数:343件 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域のケアマネジャー等への支援を行った。 相談件数:3,471件	長寿支援課
62	病児・病後児保育事業	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	保育所等に通っている児童が、病気または病気の回復期であり、集団保育の困難な期間、一時的にその児童を預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援することを目的に実施した。	委託先:病児保育室バンビ 利用児童:延べ563人	子ども育成課
63	ファミリー・サポート・センター事業	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	生後6ヶ月から小学6年生までの子どもを有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、子どもの預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡・調整を行い、仕事と育児の両立等のための環境整備を図った。	会員総数:2,139人 利用件数:延べ9,259件	子ども育成課
64	緊急サポートセンター事業	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	小学校6年生までの子どもを有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、病気又は病気の回復期や、早朝・夜間等の緊急時の預かり、宿泊を伴う預かり等の援助を希望する人と、援助を行える保育士等の相互の紹介を行い、地域における仕事と育児の両立が可能な環境整備の充実を図った。	会員総数:1,485人 利用件数:延べ371件	子ども育成課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(2) 子育て、介護等への社会的支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
47	保育所等の整備・管理運営 (再掲:Ⅱ-2-(3))	Ⅰ・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	女性の就労の増大、就労形態の変化等、保育需要の多様化に応え、保護者が安心して子育てと就労が両立できるよう保育所の整備及び内容(乳児保育、延長保育、障害児保育、一時保育)の充実を図った。	施設数:公設公営30ヶ所、公設民営11ヶ所、民設民営49ヶ所、小規模保育事業所37ヶ所 定員:8,082人 延長保育:全127施設が実施 一時保育事業:公設公営5ヶ所、公設民営2ヶ所、民設民営7ヶ所で実施 保育所等の整備 公設民営保育所 1ヶ所 民設民営保育所 10ヶ所 小規模保育事業所 9ヶ所	子ども総務課 保育運営課 保育入所課
48	家庭保育室事業 (再掲:Ⅱ-2-(3))	Ⅰ・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	特に待機児童の多い生後8週過ぎから2歳(4月1日現在)までの保育需要を補い、保護者の就労等により、家庭での保育が困難である保護者に代わり保育を実施した。	4月1日現在 保育室数:12ヶ所 定員:155人	保育入所課
49	放課後子供教室 (再掲:Ⅱ-2-(3))	Ⅰ・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	共働き家庭等の児童にとって安心・安全な居場所を確保するとともに、次代を担う人材を育成するため、全ての就学児童が放課後を安心・安全に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所を提供した。	小学校20校、公民館1館、計21箇所で開催。 市内10地区全てで実施。 (原町小学校・朝日東小学校・青木北小学校・芝小学校・戸塚南小学校・新郷小学校・飯仲小学校・安行東小学校・鳩ヶ谷小学校・南鳩ヶ谷小学校・中居小学校・桜町小学校・辻小学校・里小学校・本町小学校・在家小学校・差間小学校・芝中央小学校・神根公民館・東本郷小学校・領家小学校)	生涯学習課
50	放課後児童クラブ (再掲:Ⅱ-2-(3))	Ⅰ・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	保護者が就労している児童の健全な育成を図るため、放課後児童クラブ事業を実施し、その充実に努めた。小学校全学年対象(特別支援学級児童も含む) 放課後から午後6時30分まで開室(夏休み等の平日の学校休業日は午前8時から)	設置校数:52校 利用者:5,152人 平成27年度から対象学年を拡大し、全学年対象。	学務課
65	赤ちゃんサロン	Ⅱ・3 市民が自己実現をめざせる環境づくり	助産師の指導のもと、親子の交流の場と乳児の全般的な問題に対応するサロンを開催した。 1歳未満の乳児とその親を対象	平成28年4月～平成29年3月 全16回実施 参加者:延べ441人	生涯学習課 (婦人会館)
66	子育て支援講座	Ⅱ・3 市民が自己実現をめざせる環境づくり	専門家による離乳食の講義を実施し、子育ての正しい知識を学んだ。	実施日:6月25日、9月24日、12月17日、3月11日 内容:離乳食について 参加者:延べ124人	生涯学習課 (婦人会館)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(3) 家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
67	育児休業制度・介護休業制度	Ⅵ・3 行政経営の基盤強化	子の養育又は家族の介護を行う職員の、仕事と家庭の両立を促進する職場環境の整備を図った。	育児休業利用:185人 育児短時間勤務利用:23人 短期の介護休暇利用:45人 子の看護利用:228人	職員課
8	男女共同参画セミナー (女性の就業・チャレンジ支援) (再掲:Ⅰ-1(1)、Ⅱ-2-(1)、(2)、Ⅱ-4-(1)、(4))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	これから働きたい・現在の自分の働き方を見直したい・よりよく働きたい女性のための就職支援セミナーを開催した。	実施日:10月20日 内容:女性のためのキャリア友セミナーPART I 「目指せワーキングマザー!仕事・育児両立講座」 参加者:19人	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(3) 家庭と仕事、地域活動を両立させやすい職場環境の整備促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
9	男女共同参画セミナー (働く場における男女共同参画の推進) (再掲: I-1-(1)、II-3-(1)、(2)、(3)、II-7-(4)、II-8-(1))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	妊娠・出産・育児期の女性が安心して働くことのできる環境づくりを促進することを目的としたセミナーを開催した。	実施日:11月10日 内容:「マタニティハラスメント防止セミナー(企業向け)」 参加者:11人	協働推進課
42	「商工勤労ニュース」 「れいばー倶楽部」 (再掲: II-1-(2)、II-3-(1)、(2)、(3)、II-7-(4))	III・1 地域経済基盤づくり	事業主及び労働者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就業環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」「れいばー倶楽部」を通じて発信した。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」や、「れいばー倶楽部」などを通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 9,000部×2回発行 ・れいばー倶楽部 630部×12回発行	労政課 (平成29年度:経営支援課)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(4) 家庭生活における男女共同参画の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
6	「Mr.イクメンの星」フォトコンテスト (再掲: I-1-(1)、II-4-(1))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の改革を促すことを目的に開催した。 (応募内容:日常的に、積極的に、育児を楽しんでいるイクメン・イクジイの写真)	応募:9月1日～11月15日 表彰・作品展示:2月18日「男女共同参画フォーラム」 入賞作品展示: 平成29年2月22日～3月6日 市役所ロビー 平成29年3月8日～3月14日 男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)	協働推進課
7	男女共同参画セミナー (男性の家庭・育児参画の促進) (再掲: I-1-(1)、II-4-(1))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するとともに、性別による役割分担意識の改革を促すことを目的としたセミナーを開催した。	実施日:7月16日 内容:イクメン応援講座PART I 「男性保育士が教えるパパと一緒に親子体操講座」 参加者:13組 実施日:10月7日 内容:「ママのための家族写真講座～家族の思い出を素敵に残そう!～」 参加者:25人 実施日:11月12日 内容:イクメン応援講座PART II 「親子の絆を深めるハッピー“ベビーダンス”～これでパパも寝かしつけ上手!!」 参加者:16組	協働推進課
8	男女共同参画セミナー (女性の就業・チャレンジ支援) (再掲: I-1(1)、II-2-(1)、(2)、II-4-(1)、(3))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	これから働きたい・現在の自分の働き方を見直したい・よりよく働きたい女性のための就職支援セミナーを開催した。	実施日:10月20日 内容:女性のためのキャリア友セミナーPART I 「目指せワーキングマザー!仕事・育児両立講座」 参加者:19人	協働推進課
10	男女共同参画セミナー (家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援) (再掲: I-1-(1)、II-2-(3)、II-4-(1))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	家庭における男女共同参画の意識を高め、より自分らしい生き方ができる環境づくりを目的としたセミナーを開催した。	実施日:6月11日 内容:「仲良し家族づくりのための課題と解決のヒント!～わかり合うには対話術が必要だった!～」 参加者:4組	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(4) 家庭生活における男女共同参画の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
68	ウエルカムBaby教室 (再掲: II-8-(2))	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	これから出産を迎える夫婦が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を知り、沐浴等の体験学習を行うことで、共に安心して出産、育児ができるようになることを目的に開催した。	対象者: 市内在住の妊娠4か月から8か月の妊婦とその夫 内容: 妊娠後期の過ごし方 赤ちゃんの健康と病気について 妊産婦の栄養 グループワークなど 赤ちゃんの育て方 赤ちゃんの沐浴(実習) 実施回数: 34回 参加者: 958人	保健センター
69	男性・親子料理教室	II・3 市民が自己実現をめざせる環境づくり	仕事と家庭生活の両立など、男性の家庭・育児参画を促進するため、男性を対象とした料理教室、親子を対象とした料理教室を開催した。	・男性の料理教室(戸塚・横曽根・里) ・親子の料理教室(新郷・青木・栄町・領家・神根東)	生涯学習課(公民館)
70	お父さんと楽しむわらべうたと絵本	II・3 市民が自己実現をめざせる環境づくり	育児中のお父さんに、わらべうたや絵本によって子どもとコミュニケーションをとる楽しさ、大切さを知ってもらうとともに、図書館の利用を促すために開催した。	・中央図書館 実施日: 10月23日 参加者: 17組(37人) 対象: 1歳～未就学児の子どもとその父親	中央図書館

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題4 家庭生活と職業生活、地域活動との両立支援

施策の方向(5) 地域活動における男女共同参画の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
71	青少年指導者養成講習会 青年ボランティア養成講習会	II・2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	青少年の健全育成に必要なとされる体験活動において運営指導にあたる次代を担うリーダー(青年ボランティア)を養成し、地域における青少年活動の活性化やあらたな人材の確保につなげた。	実施日: 6月10日 参加者: 24人(グリーンセンター) 実施日: 7月31日 参加者: 9人(新郷自然の森) 実施日: 10月10日 参加者: 9人(グリーンセンター) 実施日: 12月11日 参加者: 16人(南平公民館)	青少年対策室
72	学校応援団	II 2 子どもの成長をサポートする基盤づくり	川口市学校応援団推進委員会を設置・開催して学校ボランティアのあり方や具体的な活動方法の検討を行うとともに、学校応援コーディネーターの育成、事業成果の周知を行った。	授業の補助、登下校の見守り支援、部活動指導、環境整備等 参加ボランティア人数 約7,900名	指導課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 施策の方向(1) 高齢者等特別な配慮を必要とする人がいきいきと生活できるための支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
12	男女共同参画セミナー (高齢者が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実) (再掲: I-1-(1)、I-1-(2))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	高齢化社会に対応した環境整備として将来への色々な事柄を整理し、今より良く生きる事や意識啓発の促進を目的にセミナーを開催した。	実施日:5月19日 内容:「知って安心、より良く生きるための法律講座 ～いつか必ず発生する相続について～」 参加者:22人	協働推進課
60	介護予防事業 (再掲:Ⅱ-4-(2))	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	要介護状態になる可能性の高い虚弱高齢者(二次予防事業対象者)の把握及び心身機能の向上を図った。また、高齢者の生きがいづくりや健康づくり、社会参加の促進等を図った。	①二次予防事業対象者施策事業 要介護状態になる可能性の高い高齢者を把握し、対象者の運動器、口腔機能の向上を図るため運動教室等を実施した。 ・健康運動教室参加者:延べ1,130人 ・お口の健康教室参加者:延べ292人 ②一次予防事業対象者施策事業 介護予防のための個々人の取組を、日々の生活として定着させるとともに、介護予防に関する知識の普及及び啓発や、地域における自主的な介護予防に資する活動の促進及び支援を行った。 各事業参加者 ・老人大学 324人 ・ウォーキング教室 51人 ・運動教室 241人 ・温水プール浴教室 140人 ・生き生きデイサービス 9,398人 ・高齢者元気づくり推進リーダー養成講座 25人 ・介護支援ボランティア登録者 70人 ・介護予防ギフトボックス 142人	長寿支援課
73	障害者就労支援事業	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	障害者の一般就労の機会の拡大を図るとともに、障害者の就労と生活を総合的に支援した。	障害者就労支援センター事業 就労者数73人、実績額9,000千円	障害福祉課
74	自立支援給付事業	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	共同生活援助・就労移行支援等障害者への訓練等給付費の支給や身体障害者のからだの不自由なところを補い、日常生活や職場での作業を容易にするための補装具費の支給を行った。	・訓練等給付事業 利用者数1,681人、実績額1,776,530千円 ・補装具費支給事業 交付451件・修理311件、実績額72,965千円	障害福祉課
75	地域生活支援事業	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、障害者の社会参加及び自立促進等、障害者の日常生活や社会生活を支援した。	・相談支援事業利用件数:延べ49,332件、実績額111,000千円 ・手話通訳者派遣事業利用件数:延べ1,456件、実績額18,563千円 ・要約筆記奉仕員派遣事業利用件数:50件、実績額1,054千円 ・広報紙等点字訳・録音委託事業 点字訳233部・録音版690組、実績額916千円 ・移動支援事業 利用時間数49,278時間、実績額163,819千円 ・自動車改造費補助事業利用件数:延べ10件、実績額882千円 ・運転免許取得費補助事業利用件数:延べ6件、実績額638千円	障害福祉課 (社会福祉協議会)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 施策の方向(2) 高齢者等特別な配慮を必要とする人が安心して暮らせる環境の整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
58	外国人生活相談窓口の設置 (再掲:Ⅱ-4-(2))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	多言語で市の情報提供、簡易な生活相談、日本語教室の案内などを行った。国際交流員・外国人相談員が相談者の母語で対応した。 火曜日から土曜日…中国語・英語 火曜日…タガログ語 水曜日…韓国語	相談件数 403人 ・日本語教室案内 210人	協働推進課
76	国際交流員の配置	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	国際交流や多文化共生事業の推進を目的として配置し、外国人住民の生活支援及び市民の異文化理解のための交流活動や国際交流関係事務等の推進を図った。	国際交流員 2名配置 (中国語・英語)	協働推進課
77	多文化情報コーナーの設置	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	多言語に翻訳した行政情報や、ボランティア日本語教室の一覧表、多文化に関連した雑誌などを設置し、情報提供を行った。	かわぐち市民パートナーズステーション(キュボ・ラ本館棟M4階)内に設置	協働推進課
78	外国人住民に対する情報誌「きゅうぼら」の発行	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	年に3回(5・9・1月)、外国人住民に日常生活・異文化情報等を発信。日本人住民と外国人住民との交流促進を図るため、ボランティアの協力により作成した。	年2回発行(5月、3月) 配布先:庁内各課・各支所・公民館等、近隣自治体の多文化共生担当、国際交流協会等 部数 ・5月(19号)2,950部 ・3月(20号)3,000部	協働推進課
79	日本語ボランティアの育成	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	市内で開催しているボランティア日本語教室などで、外国人に日本語を教えるボランティア養成のための「日本語ボランティア入門講座」・「日本語ボランティアレベルアップ講座」を開催した。	実施日:5月20日～6月17日(5回) 内容:「日本語ボランティア入門講座」(1回目) 参加者:32人 実施日:10月5日～10月26日(4回) 内容:「日本語ボランティア入門講座」(2回目) 参加者:30人 実施日:3月11日(土) 内容:「日本語ボランティアレベルアップ講座」 参加者:20人	協働推進課
80	日本語を母語としない子どもと保護者のための高校進学相談会	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	進学を希望しながら、入試制度の知識不足や言葉の壁のために進学をあきらめている外国籍生徒やその保護者に対して、入試や学校生活・学費などの進学に関する基本的な情報提供・支援を行った。	実施日:9月25日(日) 参加者:60人	協働推進課
81	外国人住民対象の防災訓練講習会	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	災害(地震)について学び、地震が起きた時の避難の流れや避難場所を確認し、簡易な模擬避難所の体験を実施した。	実施日:3月18日(土) 参加者:24人	協働推進課
82	マタニティキーホルダー配布	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	周囲が妊産婦への配慮を示しやすくするために、妊産婦が交通機関等を利用する際にマタニティマークキーホルダーを身につけられるよう配布した。	対象者:川口市内に在住している者で妊娠届出書を提出した者 配布場所:保健センター、鳩ヶ谷分室、市民課、駅前行政センター、各支所、各駅連絡室 13か所 妊娠届出数:5,733件	保健センター
83	妊産婦・新生児訪問指導 (再掲:Ⅱ-8-(2))	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	妊産婦・新生児訪問事業は安全な出産、また、新生児期の発育・栄養環境・疾病予防に留意し、適切な処置をとることで、乳児の健全な発育と産婦の健康及び育児支援を目的とし実施した。	対象者:市内在住の妊産婦及び新生児 内容:保健師または委託医療機関等の助産師が家庭訪問し、必要な保健指導を行った。 訪問件数:延べ9,102件	保健センター

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 施策の方向(2) 高齢者等特別な配慮を必要とする人が安心して暮らせる環境の整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
84	外国語版川口市家庭ごみの分け方・出し方及び家庭ごみ収集日早見表の作成と配布	Ⅳ・3 廃棄物の減量化・再資源化・適正処理の推進	外国籍市民に対して、家庭ごみの分け方・出し方等を周知するため、6ヶ国語の「外国版川口市家庭ごみの分け方・出し方及び家庭ごみ収集早見表」を作成し、市民課窓口等で配布した。	「外国語版家庭ごみの分け方・出し方」 作成部数: 13, 000部	廃棄物対策課
85	消費者講座の開催	Ⅴ・4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり	消費者自らが消費者問題に関する知識を習得し、被害防止に寄与できるよう、セミナー及び講演会を開催した。	消費生活セミナー 実施日: 平成28年11月11日 内容: 「遺言・相続の基礎知識」 ～親族トラブルを回避しよう～ 参加者: 92名	経済総務課 (平成29年度 産業労働政策課)
86	おもいやり駐車場制度	Ⅴ・2 安全・安心・快適な移動を支える交通環境の整備	障害のあるかたや介護の必要なかた、妊産婦のかたなど歩行困難と認められるかたのための駐車スペースの確保を図り、利用者が円滑に移動できる施設整備等を促進した。	申請者数: 障害者等269件、妊産婦134件 利用施設(導入時より合計)市内: 141施設259台 全国相互利用先 府県36府県	都市計画課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 施策の方向(3) 高齢者等特別な配慮を必要とする人のケアへの支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
87	住民参加型福祉サービス事業	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	<p>高齢者や障害者、病気・けがのかた、産前産後のかたがたが安心して暮らしていけるようなまちづくりを目的とした、住民相互の助け合い活動を実施した。</p> <p>1.家事援助サービス 家事ができず、家族などからの支援も困難なかたの自宅に協力を派遣し、有料で家事等を実施した。</p> <p>2.ちょっと困りごとサポート 日常生活のちょっとした困りごとがあるかたの自宅に協力を派遣し、有料でサービスを実施した。</p> <p>3.食事サービス 食事の支度ができず、家族などからの支援も困難なかたに、有料で栄養バランスある昼食の配食(日曜日を除く週6日)を安否確認も兼ねて実施した。</p> <p>4.介護用品助成サービス 在宅介護で使用する介護用品(紙おむつ・防水シート)の購入費用の一部を助成した。</p> <p>5.車いす貸出サービス 自宅で車いすが一時的に必要なかたに、車いすの貸し出しを実施した。</p> <p>6.福祉車両貸出サービス 常時車いす利用者または歩行困難なかたに対し、福祉車両(スロープ式2台)の貸し出しを実施した。</p>	<p>1. 家事援助サービス 利用時間:5,515時間30分</p> <p>2. ちょっと困りごとサポート 利用件数:25件</p> <p>3. 食事サービス 配食数:46,638食</p> <p>4. 介護用品助成サービス 助成金額:1,675,000円</p> <p>5. 車いす貸出サービス 利用件数:316件</p> <p>6. 福祉車両貸出サービス 利用件数:128件</p>	福祉総務課 (社会福祉協議会)
61	地域包括支援センター運営業務 (再掲:Ⅱ-4-(2))	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいつくり	<p>高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう、高齢者の総合相談窓口として、介護・福祉・健康・医療等適切な方法で高齢者を支援し、また、地域全体で高齢者を支えていくことができるよう、地域のネットワークを構築し総合的に高齢者を支援した。</p>	<p>市内の地域包括支援センター(20ヶ所)において実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・介護予防ケアマネジメント事業 要介護状態になる可能性の高い高齢者、要支援の認定を受けた高齢者に対し、その人の状態に合わせた介護予防プランを作成した。 ・総合相談事業 介護、福祉、健康、医療など、高齢者や家族の様々な相談に対応した。 相談件数:94,916件 ・権利擁護事業 被保険者に対する虐待の防止、早期発見等を行った。高齢者の人権や財産が守られるよう支援した。 相談件数:343件 ・包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 地域のケアマネジャー等への支援を行った。 相談件数:3,471件 	長寿支援課
59	高齢者相談事業 (再掲:Ⅱ-4-(2))	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいつくり	<p>高齢者やその家族等からの在宅介護に関する各種の相談や、認知症に関する相談に対応した。</p>	<p>・認知症高齢者相談所 相談件数:1,895件</p>	長寿支援課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 施策の方向(3) 高齢者等特別な配慮を必要とする人のケアへの支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
88	高齢者生活支援事業	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	高齢者が在宅で快適に生活できるよう支援を行った。	<ul style="list-style-type: none"> ヘルパー派遣事業 派遣回数 968回 福祉機器貸与事業 貸与件数 介護ベッド34件 車いす28件 エアーマット4件 配食サービス 配食数 181,950食 寝具乾燥消毒事業 乾燥 818回 洗濯119回 日常生活用具給付 杖50件 シルバーカー25件 電磁調理器12件 布団0件 火災警報器14件 ねたきり高齢者等紙おむつ支給事業 宅配件数 延べ1,084件 	長寿支援課
89	高齢者住宅環境整備事業	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	日常生活動作の低下した高齢者の在宅生活の利便を図るために、車いす段差解消機、階段昇降機の設置又は居宅内等のトイレの新設工事に要した費用の一部を助成した。	<ul style="list-style-type: none"> 住宅改善整備費補助金 交付件数 10件 	長寿支援課
90	家族介護継続支援事業	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	要介護(要支援)認定者や認知症、寝たきり等の心身機能の低下による失禁状態の高齢者に対し、紙おむつを自宅等に配送することで、家族の経済的・身体的負担の軽減を図った。	<ul style="list-style-type: none"> おむつ代を市が一部負担し宅配とすることで、家族等の負担の軽減を図った。 月1回宅配により支給。 宅配件数 延べ31,380件 	長寿支援課
91	養護老人ホーム・軽費老人ホーム等の運営	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	指定管理者制度により、老人福祉法に規定する養護老人ホーム及び軽費老人ホームにおいて、身体機能の低下等が認められる方に対し施設サービスを行い、福祉の増進を図った。	<ul style="list-style-type: none"> 川口市養護老人ホーム(サンテピア)(定員50名) 川口市軽費老人ホーム(サンテピア)(定員50名) 	長寿支援課 (社会福祉事業団)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題5 高齢者、障害者、妊産婦、外国籍市民等が安心して暮らせる環境の整備と支援の充実 施策の方向(3) 高齢者等特別な配慮を必要とする人のケアへの支援

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
92	介護(介護予防)サービス等給付事業	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	介護が必要になっても、住み慣れた地域や住まいで家族と共に尊厳のある自立した生活が送れるよう支援するため、訪問、通所等の介護サービスを1割(一定以上所得者は2割)の負担で利用できるよう給付を実施した。	介護(介護予防)給付件数(延べ) ○訪問通所等サービス 327,705件 ・ホームヘルパー等が居宅に訪問しサービスを利用(訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、居宅療養管理指導) ・通所介護施設等へ通所により日帰りでサービスを利用(通所介護、通所リハビリテーション) ・日常生活の自立を助けるため福祉用具を貸与(福祉用具貸与) ○短期入所サービス 11,235件 介護老人福祉施設等に短期入所しサービスを利用(短期入所生活介護、短期入所療養介護) ○特定施設入居者生活介護 13,535件 有料老人ホーム等に入居しサービスを利用 ○福祉用具購入 1,644件 入浴や排せつ等に使用する福祉用具の購入時に利用 ○住宅改修 1,535件 手すりの取付けや段差解消等の住宅改修時に利用 ○居宅介護サービス計画 144,142件 介護サービスを利用するため計画書を作成 ○地域密着型サービス 31,727件 ・定員が29床以下の施設等に入居しサービスを利用(地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護) ・通所や訪問、短期入所を組み合わせサービスを利用(小規模多機能型居宅介護) ・認知症のかたがグループホームに入居、またはデイサービスを利用(認知症対応型共同生活介護、認知症対応型通所介護) ・日中・夜間を通じて、定期的な巡回と随時の通報により訪問介護看護を利用(定期巡回・随時対応型訪問介護看護) ・定員が18人以下の通所介護施設を利用(地域密着型通所介護) ○施設サービス 36,265件 特別養護老人ホーム、老人保健施設、療養病床への入所等のサービスを利用(介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設)	介護保険課
93	介護相談員派遣事業	I・3 高齢者の暮らしの安心・生きがいづくり	介護相談員が介護事業所へ訪問し、行政でも事業者でもない第三者の立場として、介護サービスの利用者や家族からの苦情や不満等を聞き、利用者と事業者との橋渡し役となり、問題の改善や介護サービスの質の向上を図った。	・介護相談員の派遣件数 347件 ・2者(市、介護相談員)及び3者(市、介護相談員、事業者)による会議を開催し、意見交換等をするなど情報の共有を図った。(年2回開催)	介護保険課
94	居宅改善整備費助成事業	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	重度の身体障害者の居宅の一部を生活しやすいように改善する場合、その費用の一部を助成した。	重度身体障害者(児)居宅改善整備事業 延べ0件、実績額0千円	障害福祉課
95	自立支援給付事業	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	居宅介護・重度訪問介護・生活介護等障害者への介護給付費を支給した。	介護給付事業 利用者数3,176人、実績額3,837,939千円	障害福祉課
96	地域生活支援事業	I・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業形態による事業を計画的に実施し、障害者の保健衛生の向上、健康の増進及び介護者の一時的な休息等、障害者の日常生活や社会生活を支援した。	重度身体障害者入浴事業 延べ1,220件、実績額9,992千円 日中一時支援事業 延べ3,145件、実績額7,663千円 日常生活用具給付事業 延べ10,236件、実績額105,548千円	障害福祉課
97	訪問歯科健康診査	I・1 健康を育むまちづくり	おおむね65歳以上の在宅で寝たきり状態又はこれに準ずる状態にある方を対象に、訪問による歯科健康診査を実施した。	受診者 238人	保健センター

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の方向(1) 男女共同参画の視点に立った地域防災計画の整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
98	地域防災計画 (再掲: II-6-(3))	V・4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり	防災会議が策定する計画で、市民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的とし実施した。地域防災計画の改訂により、計画の基本方針に「男女共同参画の視点への配慮」の項目を追加し、計画のすべての事項を通じて、被災時や地域防災活動において男女共同参画の視点を取り入れ実施した。	平成29年3月改訂。 地域防災計画を市ホームページへ掲載。 各種防災訓練、消防防災フェア等を通じて広報。	防災課
13	男女共同参画セミナー (男女共同参画の視点に立った防災対策の推進) (再掲: I-1-(1)、II-6-(2)、(3)、(4))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	市民に男女共同参画の視点に立った地域防災対策の必要性を理解していただくことを目的に開催した。	実施日:平成29年2月10日 内容:みんなで考える地域防災 参加者:23人	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の方向(2) 地域防災活動への女性の参画の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
99	女性防災リーダー育成の推進	V・4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり	地域防災活動への積極的な女性の参画を促進するため、女性防災リーダーの育成を推進した。	防災リーダー講習会 平成28年度 女性修了者:185名	防災課
13	男女共同参画セミナー (男女共同参画の視点に立った防災対策の推進) (再掲: I-1-(1)、II-6-(1)、(3)、(4))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	市民に男女共同参画の視点に立った地域防災対策の必要性を理解していただくことを目的に開催した。	実施日:平成29年2月10日 内容:みんなで考える地域防災 参加者:23人	協働推進課
100	川口市消防団員募集事業	V・4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり	川口市消防団活性化計画の一環として広く市民ニーズに応えるため、女性消防団員を継続して募集。市民に信頼される団員を目指し、訓練、研修等により、育成指導を図った。	・はたちの集い(成人式)の会場に、消防団募集ブースを設置し、多くの女性に対し消防団PRを実施。 ・女性団員を対象とした女性消防団員研修を実施。 ・全国女性消防団員活性化大会へ参加し、全国の女性消防団員との交流を深めた。 川口市消防団員募集事業 (平成29年4月現在 女性消防団員22名)	消防総務課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の方向(3) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
98	地域防災計画 (再掲: II-6-(1))	V・4 さまざまな災害や犯罪などの脅威から市民を守るまちづくり	地域防災計画(震災対策)に、「避難所の運営」における留意点として、運営組織への女性の参加や、男女別更衣室・トイレなどを設置するなど、女性に配慮した避難所運営について明記した。	平成29年3月改訂。 地域防災計画を市ホームページへ掲載。 各種防災訓練、消防防災フェア等を通じて広報。	防災課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の方向(3) 男女共同参画の視点に立った災害時の対応

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
13	男女共同参画セミナー (男女共同参画の視点に立った防災対策の推進) (再掲: I-1-(1)、II-6-(1)、(2)、(4))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	市民に男女共同参画の視点に立った地域防災対策の必要性を理解していただくことを目的に開催した。	実施日:平成29年2月10日 内容:みんなで考える地域防災 参加者:23人	協働推進課
101	男女共同参画の視点に立った防災対策の啓発 (再掲: II-6-(4))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進するため、啓発や情報提供を行った。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)に国・県等が作成した資料や書籍を配架するとともに、国の災害対応についてホームページへ掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題6 男女共同参画の視点に立った防災対策の推進

施策の方向(4) 災害復興時における男女共同参画の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
13	男女共同参画セミナー (男女共同参画の視点に立った防災対策の推進) (再掲: I-1-(1)、II-6-(1)、(2)、(3))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	市民に男女共同参画の視点に立った地域防災対策の必要性を理解していただくことを目的に開催した。	実施日:平成29年2月10日 内容:みんなで考える地域防災 参加者:23人	協働推進課
101	男女共同参画の視点に立った防災対策の啓発 (再掲: II-6-(3))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女のニーズの違いに配慮し、男女共同参画の視点に立った防災対策を推進するため、啓発や情報提供を行った。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)に国・県等が作成した資料や書籍を配架するとともに、国の災害対応についてホームページへ掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

施策の方向(1) 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
16	女性のための悩みごと 電話相談事業 (再掲: I-1-(2))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	DV・セクハラを含む女性が抱える様々な問題について、気軽に相談でき、解決への道筋をつけるための電話相談を開設した。	相談日: 毎月第2・4水曜日 午後1時～3時 相談員: NPO法人女性のスペース「結」から派遣 相談件数: 32件 周知方法: 女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
17	女性総合相談事業 (再掲: I-1-(2)、Ⅱ-7-(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	女性相談員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日: 毎週火曜・金曜日 午前10時～午後5時 相談員: 火曜・金曜日各1名 相談件数: 252件 周知方法: 女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。チラシ・ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
102	DV相談担当職員研修	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	DV相談業務に関わる職員の専門性の向上を図るため、埼玉県等が主催する研修へ参加した。	主催: 埼玉県婦人相談センター 実施日: 5月10日～12日、5月24日～26日、10月19日、21日、24日 内容: DV被害者支援担当者研修1(初任者向け) DV被害者支援担当者研修2(研修1修了者)	協働推進課
103	DV対策庁内連絡会議 (再掲: Ⅱ-7-(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日: 4月26日、11月24日 委員: 16人(関係各課担当者)	協働推進課
104	ハーグ条約 (再掲: Ⅱ-7-(7)、Ⅱ-9-(1))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施に関する法律および同法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令の施行に伴い、外務大臣から地方公共団体の長に対し情報の提供の求めに対応した。(子育て相談課が窓口となり、関係課に照会し回答。)	照会件数: 0件	子育て相談課
105	心理教育プログラム「びーらぶ」 (再掲: Ⅱ-7-(2)、(3))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	DV被害を受けた母子の心の回復と自立を支援を目的とした心理教育プログラムを開催した。	実施日: 7月10日、17日、31日、8月20日、9月11日 参加者: 5組	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

施策の方向(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
17	女性総合相談事業 (再掲: I-1-(2)、Ⅱ-7-(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	女性相談員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日: 毎週火曜・金曜日 午前10時～午後5時 相談員: 火曜・金曜日各1名 相談件数: 252件 周知方法: 女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。チラシ・ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
103	DV対策庁内連絡会議 (再掲: Ⅱ-7-(1)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日: 4月26日、11月24日 委員: 16人(関係各課担当者)	協働推進課
105	心理教育プログラム「びーらぶ」 (再掲: Ⅱ-7-(1)、(3))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	DV被害を受けた母子の心の回復と自立を支援を目的とした心理教育プログラムを開催した。	実施日: 7月10日、17日、31日、8月20日、9月11日 参加者: 5組	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

施策の方向(2) 配偶者等からの暴力防止及び被害者の保護・支援の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
106	女性に対する暴力をなくす運動啓発事業	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	内閣府、男女共同参画推進本部が主唱する毎年11月12日～25日の「女性に対する暴力をなくす運動」期間にあわせ、女性に対する暴力根絶のための啓発活動を行った。	・男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)において、DVパネル展、書籍展示、啓発ティッシュ・パープルリボンの配布などを実施。(11月12日～25日) ・女性に対する暴力をなくす運動(11月)中に啓発缶バッジを川口市役所職員が着装。(児童虐待防止月間と共同)	協働推進課
107	DV等に関する啓発事業 (再掲:Ⅱ-7-(3)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課
108	DV被害者等に対する支援事業	総合計画の位置づけなし (住民基本台帳事務に係る支援措置)	ドメスティック・バイオレンス被害者や子供に対する暴力、ストーカー被害者に対応するため、関係機関と連携して住民票等の加害者への発行禁止を実施した。	支援措置に基づく住民票の取扱 申請件数 676件(うち継続 305件)	市民課・各支所・川口駅前行政センター
109	DV被害者への支援	Ⅰ・4 誰もが安心して生活できる環境づくり	ドメスティックバイオレンスにより、緊急に保護を要する場合に福祉施設等にて一時的に保護を行った。また、福祉施設を出た後の自立に向けた生活基盤の確保および安定した生活に向けた生活保護の適用を行った。	ドメスティックバイオレンスの被害者に対し、一時避難場所からの居宅設定・生活保護の適用および居宅設定先での生活保護移管手続きを行った。 11件	生活福祉1課・2課
110	DV被害者への支援	Ⅰ・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	家庭内における、夫などからの暴力により保護を必要とする母子に対し、県内の生活支援施設や関係機関と連携を図りながら、緊急一時保護の対応をした。	母子緊急一時保護 9世帯(子育て相談課対応)	子育て相談課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

施策の方向(3) 児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
17	女性総合相談事業 (再掲:Ⅰ-1-(2)、Ⅱ-7-(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	女性相談員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜・金曜日 午前10時～午後5時 相談員:火曜・金曜日各1名 相談件数:252件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。チラシ・ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
103	DV対策庁内連絡会議 (再掲:Ⅱ-7-(1)、(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:4月26日、11月24日 委員:16人(関係各課担当者)	協働推進課
105	心理教育プログラム「びーらぶ」 (再掲:Ⅱ-7-(1)、(2))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	DV被害を受けた母子の心の回復と自立を支援を目的とした心理教育プログラムを開催した。	実施日:7月10日、17日、31日、8月20日、9月11日 参加者:5組	協働推進課
107	DV等に関する啓発事業 (再掲:Ⅱ-7-(2)、(4)、(5)、(6)、(7)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

施策の方向(3) 児童虐待、特に性的虐待に対する対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
111	要保護児童対策地域協議会	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	被虐待児を始めとする要保護児童を早期に発見し関係機関と連携・協力を図りながら、適切な支援を行った。 ・構成機関 福祉、保健、医療、教育、司法等の17機関	・代表者会議1回 ・実務者会議全32回 ・個別ケース会議142回 ・研修会1回	子育て相談課
112	児童虐待防止啓発事業	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	児童虐待防止について広く市民に周知した。	・啓発カードの配布 ・児童虐待防止月間(11月)中に啓発缶バッジを川口市役所職員が装着。 ・広報紙、キャストビジョン等にて児童虐待防止について周知。 ・公営競技事務所との共催による啓発活動。等	子育て相談課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

施策の方向(4) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
56	職員研修(専門研修) (再掲:Ⅱ-3-(2))	Ⅵ・3 行政経営の基盤強化	セクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントといったハラスメントは、個人の尊厳と人格を不当に侵害するほか、勤務能率や職場秩序に悪影響を与えることから、各々の意識のもち方、留意点及び防止策等について学んだ。	実施日:7月5日 研修名:ハラスメント防止講座 対象者:各所属1名 受講者:191人	職員課
9	男女共同参画セミナー(働く場における男女共同参画の推進) (再掲:Ⅰ-1-(1)、Ⅱ-3-(1)、(2)、(3)、Ⅱ-4-(3)、Ⅱ-8-(1))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	妊娠・出産・育児期の女性が安心して働くことのできる環境づくりを促進することを目的としたセミナーを開催した。	実施日:11月10日 内容:「マタニティハラスメント防止セミナー(企業向け)」 参加者:11人	協働推進課
17	女性総合相談事業 (再掲:Ⅰ-1-(2)、Ⅱ-7-(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	女性相談員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜・金曜日 午前10時～午後5時 相談員:火曜・金曜日各1名 相談件数:252件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。チラシ・ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
103	DV対策庁内連絡会議 (再掲:Ⅱ-7-(1)、(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:4月26日、11月24日 委員:16人(関係各課担当者)	協働推進課
107	DV等に関する啓発事業 (再掲:Ⅱ-7-(2)、(3)、(5)、(6)、(7)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課
42	「商工勤労ニュース」「れいばー倶楽部」 (再掲:Ⅱ-1-(2)、Ⅱ-3-(1)、(2)、(3)、Ⅱ-4-(3))	Ⅲ・1 地域経済基盤づくり	事業主及び勤労者に向けて、複雑・多様化する労働問題に関する知識を深めるとともに、良好な就労環境を築くための労働に関する関係法令や各種制度について、「商工勤労ニュース」「れいばー倶楽部」を通じて発信した。	労政課の広報紙「勤労広場かわぐち」と商工課の広報紙「商工だより」が合併した「商工勤労ニュース」や、「れいばー倶楽部」などを通じて情報提供。 ・商工勤労ニュース 9,000部×2回発行 ・れいばー倶楽部 630部×12回発行	労政課 (平成29年度:経営支援課)

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

施策の方向(5) 性犯罪への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
17	女性総合相談事業 (再掲: I-1-(2)、II-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	女性相談員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜・金曜日 午前10時～午後5時 相談員:火曜・金曜日各1名 相談件数:252件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。チラシ・ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
103	DV対策庁内連絡会議 (再掲: II-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:4月26日、11月24日 委員:16人(関係各課担当者)	協働推進課
107	DV等に関する啓発事業 (再掲: II-7-(2)、(3)、(4)、(6)、(7)、(8))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キュボ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

施策の方向(6) 売買春への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
17	女性総合相談事業 (再掲: I-1-(2)、II-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(8))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	女性相談員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜・金曜日 午前10時～午後5時 相談員:火曜・金曜日各1名 相談件数:252件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。チラシ・ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
103	DV対策庁内連絡会議 (再掲: II-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(8))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:4月26日、11月24日 委員:16人(関係各課担当者)	協働推進課
107	DV等に関する啓発事業 (再掲: II-7-(2)、(3)、(4)、(5)、(7)、(8))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キュボ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

施策の方向(7) 人身取引への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
17	女性総合相談事業 (再掲: I-1-(2)、II-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(8))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	女性相談員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜・金曜日 午前10時～午後5時 相談員:火曜・金曜日各1名 相談件数:252件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。チラシ・ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

施策の方向(7) 人身取引への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
103	DV対策庁内連絡会議 (再掲:Ⅱ-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:4月26日、11月24日 委員:16人(関係各課担当者)	協働推進課
107	DV等に関する啓発事業 (再掲:Ⅱ-7-(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(8))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課
104	ハーグ条約 (再掲:Ⅱ-7-(1)、Ⅱ-9-(1))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施に関する法律および同法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令の施行に伴い、外務大臣から地方公共団体の長に対し情報の提供の求めに対応した。 (子育て相談課が窓口となり、関係課に照会し回答。)	照会件数:0件	子育て相談課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題7 女性に対するあらゆる暴力の根絶【DV対策基本計画】

施策の方向(8) ストーカー行為等への対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
17	女性総合相談事業 (再掲:Ⅰ-1-(2)、Ⅱ-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	女性相談員を配置し、相談者と対面相談等を行う女性総合相談窓口を開設した。	相談日:毎週火曜・金曜日 午前10時～午後5時 相談員:火曜・金曜日各1名 相談件数:252件 周知方法:女性相談カードを作成し、公共施設内の女性トイレに設置。チラシ・ホームページ・広報かわぐちへの掲載。	協働推進課
103	DV対策庁内連絡会議 (再掲:Ⅱ-7-(1)、(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、DV対策に関する庁内の連携を深めるための連絡会議を開催した。	実施日:4月26日、11月24日 委員:16人(関係各課担当者)	協働推進課
107	DV等に関する啓発事業 (再掲:Ⅱ-7-(2)、(3)、(4)、(5)、(6)、(7))	Ⅱ・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	ドメスティック・バイオレンスなど女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けて、意識啓発を行った。	男女共同参画コーナー(キュポ・ラ本館棟M4階)に国、県、関係機関等が作成したドメスティック・バイオレンス、児童虐待、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春、人身取引、ストーカー行為の防止に関する啓発ポスターやチラシ、関係資料を掲示・配布。	協働推進課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(1) 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重についての知識の浸透及び定着

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
9	男女共同参画セミナー (働く場における男女共同参画の推進) (再掲: I-1-(1)、II-3-(1)、(2)、(3)、II-4-(3)、II-7-(4))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	妊娠・出産・育児期の女性が安心して働くことのできる環境づくりを促進することを目的としたセミナーを開催した。	実施日:11月10日 内容:「マタニティハラスメント防止セミナー(企業向け)」 参加者:11人	協働推進課
113	性と生殖に関する健康と権利に関する啓発	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利(リプロダクティブ・ヘルズ/ライツ)の尊重についての考え方を、社会に広く浸透させるための啓発を行った。	国の「男女共同参画基本計画(生涯を通じた女性の健康支援)」に関する情報をホームページに掲載。	協働推進課 DV相談関係課
114	性と生殖に関する健康と権利に関する啓発及び情報提供	II・1 子どもがのびのび学べる環境づくり	性に関する指導の実施 学校の実態や児童生徒の発達段階に応じた性に関する指導が実施されるよう、情報を提供し、指導を行った。	小学校4年生時に、体育・保健、特活の授業の一環として、二次成長について学習。(年約5時間程度) 中学校1年生時に、保健体育の保健分野で生殖にかかわる機能の成熟を2時間程度学習。	指導課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(2) 生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
68	ウェルカムBaby教室 (再掲: II-4-(4))	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	これから出産を迎える夫婦が妊娠・出産・育児に関する正しい知識を知り、沐浴等の体験学習を行うことで、共に安心して出産、育児ができるようになることを目的に開催した。	対象者:市内在住の妊娠4か月から8か月の妊婦とその夫 内容:妊娠後期の過ごし方 赤ちゃんの健康と病気について 妊産婦の栄養 グループワークなど 赤ちゃんの育て方 赤ちゃんの沐浴(実習) 実施回数:34回 参加者:958人	保健センター
83	妊産婦・新生児訪問指導 (再掲: II-5-(2))	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	妊産婦・新生児訪問事業は安全な出産、また、新生児期の発育・栄養環境・疾病予防に留意し、適切な処置をとることで、乳児の健全な発育と産婦の健康及び育児支援を目的とし実施した。	対象者:市内在住の妊産婦及び新生児 内容:保健師または委託医療機関等の助産師が家庭訪問し、必要な保健指導を行った。 訪問件数:延べ9,102件	保健センター
115	がん検診事業(子宮頸がん・乳がん) (再掲: II-8-(3))	I・1 健康を育むまちづくり	・がんに対する知識を普及し、女性対象に早期発見、早期治療をすすめる事業を実施した。子宮頸がん検診(毎年)は20歳以上、乳がん検診は次のうちどちらかひとつを受診可。 ①視触診のみの検診(毎年)は30歳以上②マンモグラフィ(隔年)は40歳以上	(1)子宮頸がん検診 内容 子宮頸部、体部の細胞診 時期 7月～11月末日 受診者数 21,440人 (2)乳がん検診 内容 ①問診、視診、触診 ②問診、視診、触診、乳房X線撮影 時期 ①、②7月～11月末日 受診者数 ①6,711人 ②12,087人 ※がん検診推進事業は、7月～11月末日まで実施	保健センター
116	輝く女性の健康講座 (再掲: II-8-(3))	I・1 健康を育むまちづくり	女性の健康力の向上を目指して更年期に必要な知識を幅広く普及、啓発した。	実施日:3月6日・7日・11日 会場:中央ふれあい館(3/11) 保健センター(3/6、7) 内容:講義「女性の健康について」 対象:おおむね40～50歳の女性 参加者:111人	保健センター

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(2) 生涯を通じた女性の健康保持や増進対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
117	妊婦健康診査	I・2 健やかな子育て・子育て環境づくり	疾病や異常を早期に発見し、妊娠中の健康状態を良好に保ち、丈夫な赤ちゃんを安全に出産できるように支援した。 経済的な理由などで妊娠中の健康管理を怠ることがないように経済的負担の軽減を図り、丈夫な赤ちゃんを安全に出産できるように支援した。	対象者: 市内在住の妊婦 内容: 母子健康手帳の交付時に妊婦健康診査受診票を交付し、妊婦健康診査業務を委託している県医師会、助産師会埼玉県支部または県外の医療機関に妊婦が受診票を提出することにより、公費助成を実施。里帰り等で委託契約していない医療機関で受診した健診料金については、後日の申請により助成金を交付。 延受診件数: 60,526件	保健センター

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(3) 性差に応じた健康支援の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
115	がん検診事業(子宮頸がん・乳がん) (再掲: II-8-(2))	I・1 健康を育むまちづくり	・がんに対する知識を普及し、女性対象に早期発見、早期治療をすすめる事業を実施した。子宮頸がん検診(毎年)は20歳以上、乳がん検診は次のうちどちらかひとつを受診可。 ①視触診のみの検診(毎年)は30歳以上②マンモグラフィ(隔年)は40歳以上	(1) 子宮頸がん検診 内容 子宮頸部、体部の細胞診 時期 7月～11月末日 受診者数 21,440人 (2) 乳がん検診 内容 ①問診、視診、触診 ②問診、視診、触診、乳房X線撮影 時期 ①、②7月～11月末日 受診者数 ①6,711人 ②12,087人 ※がん検診推進事業は、7月～1月末日まで実施	保健センター
116	輝く女性の健康講座 (再掲: II-8-(2))	I・1 健康を育むまちづくり	女性の健康力の向上を目指して更年期に必要な知識を幅広く普及、啓発した。	実施日: 3月6日・7日・11日 会場: 中央ふれあい館(3/11) 保健センター(3/6、7) 内容: 講義「女性の健康について」 対象: おおむね40～50歳の女性 参加者: 111人	保健センター
118	女性専門外来	I・1 健康を育むまちづくり	女性医師が、女性特有の病気や体調不良といった悩みを持つ女性を対象に、診療料を限定せず、総合健診センターにてカウンセリングを実施した。要予約。	参加者: 1人 実績額: 5,400円	医療センター医事課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題8 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利の尊重

施策の方向(4) 健康をおびやかす問題についての対策の推進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
119	薬物・アルコール等依存症に関する情報提供	I・1 健康を育むまちづくり	薬物・アルコール等依存症に関する情報や資料等を収集し、市民へ情報提供を行った。	保健センターの窓口において、依存症関連のチラシや県・保健所等の事業のチラシを設置。	保健センター

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題9 国際化に対応した男女共同参画の推進

施策の方向(1) 男女共同参画に関する国際的視野の理解の促進

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
120	国際社会における取り組みの周知と理解の促進 (再掲: II-9-(2))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画の推進は、国際社会の取り組みと密接に関わっていることを理解するため、「女子差別撤廃条約」を始めとする条約や国際会議、国の動向について情報提供を行い、理解の促進を図った。	・男女共同参画に関連する条約や国際会議、国の取り組みなどに関する情報をホームページに掲載。 ・「女子差別撤廃条約」の周知を図るため、男女共同参画フォーラムでパネル展示を実施。また、イベント・セミナーのアンケートに条約の周知度を計る項目を明記。	協働推進課
104	ハーグ条約 (再掲: II-7-(1)、(7))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)の実施に関する法律および同法律に基づく子の住所等及び社会的背景に関する情報の提供の求めに関する政令の施行に伴い、外務大臣から地方公共団体の長に対し情報の提供の求めに対応した。 (子育て相談課が窓口となり、関係課に照会し回答。)	照会件数:0件	子育て相談課

基本目標Ⅱ 男女共同参画社会実現のための環境づくり

課題9 国際化に対応した男女共同参画の推進

施策の方向(2) 国際社会における取り組みの成果の取り入れと浸透

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
120	国際社会における取り組みの周知と理解の促進 (再掲: II-9-(1))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画の推進は、国際社会の取り組みと密接に関わっていることを理解するため、「女子差別撤廃条約」を始めとする条約や国際会議、国の動向について情報提供を行い、理解の促進を図った。	・男女共同参画に関連する条約や国際会議、国の取り組みなどに関する情報をホームページに掲載。 ・「女子差別撤廃条約」の周知を図るため、男女共同参画フォーラムでパネル展示を実施。また、イベント・セミナーのアンケートに条約の周知度を計る項目を明記。	協働推進課

男女共同参画社会実現のための推進体制の整備

事業番号	施策・事業名	第5次総合計画の位置づけ	事業概要	実績(平成28年度)	担当課
1	「男女共同参画推進条例」の普及・啓発 (再掲: I-1-(1))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画の理解を深めるとともに、市、市民及び事業者の協働の下、男女が共に能力を發揮し、それぞれの個性が輝く社会を実現することを目的とした本条例の普及・啓発を図った。	条例啓発パンフレットを市民に配布するとともに、ホームページに掲載。 配布場所: はたちの集い、イベント(男女共同参画のつどい・男女共同参画フォーラム)、職員研修	協働推進課
43	川口の男女共同参画を考える会 (再掲: II-1-(3))	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画を推進する活動を行う市民ボランティア組織で、市と協働して男女共同参画フォーラムやセミナーの企画・運営、イベントの協力を行った。市は学習・研修機会の提供や能力を發揮できるよう支援を行った。	内容: イベントへの協力及び参加 回数: 定例会5回、セミナー11種類、フォーラム1回 会員: 26人 部会: 地域・子育て部会、ワーク・ライフ・バランスを考える部会	協働推進課
121	男女共同参画庁内連絡会議	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画の推進に向けて、関係各課との連絡調整を行うとともに、総合的かつ効果的な施策を進めるための庁内連絡会議を開催した。	実施日: 5月24日 委員: 20人(市民生活部長ほか関係各課長) 内容: 配偶者暴力相談支援センターにおいてDV被害者支援のための庁内連携等について	協働推進課
122	男女共同参画推進委員会	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	基本計画や男女共同参画の推進に関する重要事項を調査審議し、その意見を施策に反映させるための有識者と市民により構成する男女共同参画推進委員会を開催した。	実施日: 5月26日、11月11日、平成29年3月30日 委員: 12人(市民、市内民間団体、教育関係者、知識経験者、学識経験者) 内容: 男女共同参画に関する市民意識調査、川口市女性相談員及び川口市配偶者暴力相談支援センター、男女共同参画推進、女性登用状況、男女共同参画年次報告書	協働推進課
123	男女共同参画社会の意識啓発のための職員研修会	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画を推進する立場である行政職員としての必要な知識と認識を深めるため、男女共同参画に関する研修を実施し、意識の浸透を図った。	実施日: 11月16日 内容: DVに関する基礎知識とDV被害者への理解について 講師: 尾内 浩子 氏(川口市女性相談員) 内容: 川口市における多文化共生の推進について 講師: 竹内 寿江 氏(課長補佐兼多文化共生係長) 参加者: 115人	協働推進課
124	総合的な拠点施設の検討	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	男女共同参画の推進に関する施策を実施し、活動を支援するための総合的な活動拠点施設の検討をした。	拠点施設の検討 男女共同参画コーナー(キューポ・ラ本館棟M4階)において、情報紙・啓発誌・書籍、国・県等の資料を展示するほか、かわぐち市民パートナーステーション等の施設を利用し、イベントやセミナー等の事業を実施。	協働推進課
125	川口市男女共同参画年次報告書	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	「第2次男女共同参画計画」の推進のため、様々な取り組みを行い、その実効性を高めるため、毎年進捗状況や施策の実施状況について報告書を作成し公表した。	・男女共同参画年次報告書(平成28年度事業報告) 市政情報コーナー、男女共同参画コーナー(キューポ・ラ本館棟M4階)に配架、ホームページに掲載。	協働推進課
126	男女共同参画に関する情報収集及び連携・協力	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	国・県・他市等の取り組みについて、情報収集や情報交換を積極的に行い、相互の連携・協力を図った。	国・県・他市等の計画書・情報紙・啓発誌等の男女共同参画に関する資料を収集するとともに、相互の施設にて展示・配布。	協働推進課
127	男女共同参画に関する行政情報の提供	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	開かれた市政の運営を目指すため、男女共同参画に関する行政情報の積極的な提供に努めた。	広報紙への掲載、市政情報コーナー・男女共同参画コーナー(キューポ・ラ本館棟M4階)・各公共施設への配布、ホームページや広告媒体を活用した情報提供。	協働推進課
128	男女共同参画市民意識調査	II・4 互いに尊重・理解し合う環境づくり	市民の男女共同参画に関する意識や実態を調査することにより課題を把握し、第2次川口市男女共同参画計画の見直し及び男女共同参画施策の推進における基礎資料とした。	調査期間: 11月2日～11月22日 対象: 満20歳以上の市民4,000人(男女各2,000人) 抽出方法: 住民基本台帳から無作為抽出 調査方法: 郵送配布・郵送回収法 回収率: 35.8%	協働推進課

6 推進指標の進捗状況

該当課題	推進指標	計画当初値、現状値 (平成23年度)	目標値	担当課又は調査名
基本目標Ⅰ 課題1	性別による固定的な役割分担に同感しない人の割合	(平成23, 28年度) 45.5%, 53%	(平成33年度) 60%以上	市民意識調査
基本目標Ⅰ 課題2	家庭生活、学校教育、職場、地域活動における男女平等意識の割合	(平成23, 28年度) <<家庭生活>> 30.2%, 29.9% <<学校教育>> 67.6%, 70.5% <<職場>> 18.1%, 17.3% <<地域活動>> 42.1%, 39.3%	(平成33年度) 34.6% 76.4% 22.9% 51.7%	市民意識調査
基本目標Ⅰ 課題3	「男女共同参画社会」という用語の周知度	(平成23, 28年度) 未調査, 58.5%	(平成33年度) 70%	市民意識調査
基本目標Ⅱ 課題1	①各種審議会・委員会への女性の登用率	(平成23, 29年度) 23.5%, 26.7%	(平成32年度) 30%以上	協働推進課
	②学校職員(幼・小・中)における女性管理職の割合	(平成23, 28年度) 23.5%, 19.7%	(平成33年度) 21.1%	学務課
基本目標Ⅱ 課題2	①「ワーク・ライフ・バランス」という用語の周知度	(平成23, 28年度) 39.2%, 50.1%	(平成33年度) 57%	市民意識調査
	②男女共同参画セミナーのキャリア友セミナー参加者の満足度	(平成23, 28年度) 84.5%, 100%	(平成33年度) 100%	協働推進課
基本目標Ⅱ 課題3	30代の女性の就業率(30~39歳)	(平成22, 27年度) 59.4%, 65.9%	(平成32年度) 69.5%	国勢調査

該当課題	推進指標	計画当初値、現状値 (平成23年度)	目標値	担当課又は調査名
基本目標Ⅱ 課題4	市男性職員の育児参加休暇取得率	(平成23, 28年度) 17%, 22%	(平成33年度) 30%	職員課
基本目標Ⅱ 課題5	①「ユニバーサルデザイン」についての認知度 ②老人クラブにおける加入者の男女の割合が、どちらかの性に偏ることが無いこと	(平成23, 28年度) 未調査, 54.8% (平成23, 29年度) 男性36.6%, 36.9% 女性63.4%, 63.1%	(平成33年度) 80% (平成33年度) 男女比を50% に近づける。	市民意識調査 長寿支援課 注釈: 65歳以上の割合 H23 男 45.4%女 54.6% H29 男 45.3%女 54.7%
基本目標Ⅱ 課題6	女性の防災リーダーの認定者数	(平成23年度) 695人 (過去5年間の認定者) 平成28年度1,946人 (総数)	(平成33年度) 1,115人 (今後5年間の認定者) 3,061人 (総数)	防災課
基本目標Ⅱ 課題7	パートナー間(夫婦・恋人)において、以下の行為がどのような場合であっても暴力にあたりと認識する人の割合	(平成23年度, 28年度) 《平手で打つ、こぶしで殴る》 72.6%, 82.0% 100% 《足で蹴る》 80.0%, 85.2% 100% 《「誰のおかげで生活できるのだ」「役立たず」などと言う》 67.7%, 73.9% 100%	(平成33年度)	市民意識調査
基本目標Ⅱ 課題8	①川口市立医療センターにおける女性外来の受診者数 ②保健センターにおける女性向けの健康教室の受講者数	(平成23, 28年度) 42人, 1人 (平成23, 28年度) 27人, 111人	(平成33年度) 15人 (平成33年度) 130人	医療センター 保健センター
基本目標Ⅱ 課題9	「女子差別撤廃条約」という用語の周知度	(平成23年度, 28年度) 未調査, 34.4%	(平成33年度) 50%以上	市民意識調査

7 男女共同参画係の実施事業

(1) 男女共同参画に係る総合調整

① 川口市男女共同参画推進委員会

川口市男女共同参画推進条例第15条の規定に基づき、男女共同参画の推進に関する基本計画及び重要事項について調査・審議を行う組織として、「川口市男女共同参画推進委員会」を設置。委員の構成は、市民、市内民間団体、教育関係者、知識経験者、学識経験者の12人以内の組織です。

平成28年度は、男女共同参画に関する市民意識調査項目について審議を行うとともに、平成28年度行政委員会・附属機関等の女性登用状況、平成27年度版川口市男女共同参画年次報告書等について報告を行いました。

② 男女共同参画苦情処理委員制度

川口市男女共同参画推進条例第14条(市が実施する男女共同参画に関する施策や男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策等について、市民及び事業者が苦情の申出または意見の提出ができると定めている)に基づく申出等に対し、適切な処理を行うことを目的としています。

川口市男女共同参画苦情処理委員

諸橋 泰樹 氏 (フェリス女学院大学教授)

大熊 三奈子 氏 (弁護士・大熊三奈子法律事務所)

苦情・意見件数 0件

③ 男女共同参画庁内連絡会議

本市における男女共同参画社会の形成の促進に関し、関係部課相互の連絡調整を行うとともに、総合的かつ効果的な対策を推進するために設置。(委員20名)

配偶者暴力相談支援センターにおけるDV被害者支援について庁内連携を図りました。

④ DV対策庁内連絡会議

本市における男女共同参画社会の形成の促進に関し、川口市男女共同参画推進条例第7条(性別による権利侵害の禁止)に基づき、関係部課相互の連絡調整を行い、適切かつ迅速な対策を推進するために設置。(関係課13課)

DV被害者支援のための庁内連携や配偶者暴力相談支援センター開設後の連携等について情報共有と意見交換を行いました。

(2) 市民との協働事業

① 川口の男女共同参画を考える会

かわぐち市民パートナーシップが事務局を務める市民ボランティア組織。男女共同参画フォーラムの実行委員としての活動や男女共同参画セミナー等を市と共催で開催しました。

会員登録者26名（女性22名、男性4名）

(3) 啓発事業

① 男女共同参画週間記念事業「男女共同参画のつどい」

「男女共同参画社会基本法」が平成11年6月23日に公布・施行されたことから、国では毎年、6月23日から29日までの一週間を「男女共同参画週間」と定めており、本市では記念事業として平成13年から毎年講演会等を開催しています。

- ・日 時：平成28年6月18日（土）14時～15時30分
- ・場 所：フレンディア
- ・内 容：講 演「男がづらいよ ～絶望の時代の希望の“男性学”～」
講 師 田中 俊之 氏（武蔵大学社会学部助教・博士（社会学））
- ・参加者： 311名

② 「Mr.イクメンの星☆」フォトコンテスト

男性の家庭参画を促進するため、育児に積極的に関わるイクメン（自ら積極的に育児に取り組む男性）、イクジイ（孫世代の育児に積極的に関わる男性）の写真を募集し表彰や展示を行いました。

応募資格：市内在住または在勤

子どもの対象年齢を0歳～未就学児

応募作品：73点（53人）

③ 男女共同参画フォーラム

男女共同参画についての認識を多くの市民に広め、男女共同参画社会の形成に寄与するとともに、参加者相互の交流とネットワークを図るために平成11年から毎年開催しています。

（川口の男女共同参画を考える会と協働運営）

（川口の男女共同参画を考える会実行委員）

- ・日 時：平成29年2月18日（土）10時30分～16時
- ・場 所：川口総合文化センターリリア 催し広場、展示ホール
- ・参加団体：17団体

- ・内 容：男女共同参画社会の実現に向けて参加団体による展示や成果発表、「Mr.イクメンの星☆」フォトコンテストの表彰式のほか、有識者による講演会等を開催しました。

講演「今、家族に何が起きているか ～多様化する家族と地域のあり方～」

講師 石川 結貴 氏（作家・ジャーナリスト）

- ・参加者：延べ574名

④ 男女共同参画セミナー

男女共同参画社会の形成に関して深い理解と知識を持っていただけるよう、身近な話題や自己啓発につながる分野のテーマを取り上げ、スクーリング形式等で開催しました。

期日	場所	内容	参加者
5月19日	かわぐち市民パートナーステーション 会議室	知って安心、より良く生きるための法律講座～いつか必ず発生する相続について～	22人
5月27日	中央ふれあい館	助産師さんのお話・赤ちゃんセミナー (川口の男女共同参画を考える会と共催)	母と子19組
6月11日	かわぐち市民パートナーステーション 会議室	仲良し家族づくりのための課題と解決のヒント！～わかり合うには対話術が必要だった！～	親と子4組
7月16日	中央ふれあい館	イクメン応援講座 PART I 「男性保育士が教えるパパと一緒に親子体操講座」 (川口の男女共同参画を考える会と共催)	父と子13組
7月10日、17日、31日、 8月20日、 9月11日	かわぐち市民パートナーステーション 会議室	心理教育プログラム 「びーらぶ」 (埼玉県男女共同参画課と共催)	母と子5組
10月7日	かわぐち市民パートナーステーション 会議室	ママのための家族写真講座～家族の思い出を素敵に残そう！～	25人
10月20日	かわぐち市民パートナーステーション 会議室	女性のためのキャリア友セミナーPART I 「目指せワーキングマザー仕事・育児両立講座」 (川口の男女共同参画を考える会と共催)	19人

10月21日、 28日、11月 4日	かわぐち市民パートナ ーステーション 会議室	在宅就業支援セミナー スタートアップコー ース (埼玉県女性キャリアセンターと共催)	56人
11月10日	かわぐち市民パートナ ーステーション 会議室	マタニティハラスメント防止セミナー (企業向け) (川口の男女共同参画を考える会と共催)	11人
11月12日	中央ふれあい館	イクメン応援講座 PART II 「親子の絆を深めるハッピー “ベビーダン ス” ~これでパパも、寝かしつけ上手!!」	父と子 16組
2月10日	かわぐち市民パートナ ーステーション 会議室	みんなで考える地域防災 (社会福祉法人 川口市社会福祉協議会と 共催)	23人

⑤ 女性に対する暴力をなくす運動（DV週間）啓発事業～DVを知ろう～

国では、毎年11月12日から25日（女性に対する暴力撤廃国際日）までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を行っていることから、本市でもDVの根絶に向けて社会意識の醸成に努めるためにパネル展や啓発テッシュを配布しました。

職員は、缶バッジに啓発用シールを貼付し装着しました。（11月1日～30日）

⑥ 女性総合相談

毎週火曜・金曜日10時～17時、女性相談員による対面相談等を実施しました。
相談件数：252件

⑦ 女性のための悩みごと電話相談

女性が抱える様々な問題について、気軽に相談することができ、自ら解決に立ち向かえる道筋をつけることを目的として、毎月第2・第4水曜日13時～15時、女性カウンセラーによる電話相談を実施しました。

相談件数：32件

⑧ 職員研修

行政職員として、男女共同参画と多文化共生に関する必要な知識と理解を深めるために職員研修を実施しました。

- ・日 時：平成28年11月16日（水）14時～16時
- ・場 所：本庁舎5階 大会議室
- ・内 容：テーマ 「DVに関する基礎知識とDV 被害者への理解について」
講 師 尾内 浩子 氏（川口市女性相談員）

テーマ 「川口市における多文化共生の推進について」

講師 竹内 寿江 氏（協働推進課長補佐兼多文化共生係長）

・参加者：115名

⑨ 男女共同参画情報紙「Co-Labo コ・ラボ」

男女共同参画に関する認識を深めるため、9月と3月に発行し、町会を通じて市内全戸配布しました。公募による編集委員と作成しました。

編集委員：6人（女性5人、男性1人）

発行部数：約19万部

⑩ 男女共同参画啓発誌

男女共同参画についてわかりやすくイラストで表現し、データやコラム、有識者の文章などを掲載し、市民に配布する啓発ハンドブックとして発行しました。

・カラフル（中学生用）

・いろいろが、たのしい（幼児用）

・デートDV予防啓発教材「人と人とのよりよい関係をつくるために」

⑪ 男女共同参画コーナー

市をはじめ国・県・その他の機関の男女共同参画に関する情報を提供しました。

資料

川口市男女共同参画推進条例

平成24年3月27日

条例第17号

目次

第1章 総則（第1条—第9条）

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策（第10条—第17条）

第3章 雑則（第18条）

附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、本市の施策の基本的事項を定めることにより、これを総合的かつ計画的に推進し、男女共同参画社会を実現することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。
- (3) 市民 市内に在住、在勤若しくは在学する者又は市内で活動するものをいう。
- (4) 事業者 市内に事業を営むための事務所又は事業所を有する個人又は法人その他の団体をいう。
- (5) セクシュアル・ハラスメント 性的な言動により相手方を不快にさせ、その者の生活環境を害すること又は性的な言動に対する相手方の対応により、その者に不利益を与えることをいう。

- (6) ドメスティック・バイオレンス 配偶者等からの身体的、精神的、性的、経済的
又は言語的な暴力その他の暴力をいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画は、次に掲げる事項を基本理念として推進する。

- (1) 男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が直接的であるか間接的であるかを問わず性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されること。
- (2) 男女が、性別による固定的な役割分担意識に基づいた社会の制度又は慣行によってその活動が制限されることなく、自らの意思と責任により多様な生き方を選択できること。
- (3) 男女が、社会の対等な構成員として、市の政策又は事業所等における方針の立案及び決定に参画する機会が確保されること。
- (4) 家族を構成する男女が、互いの協力と社会の支援の下に、家庭生活における活動と職業生活、地域生活等における活動とを両立して行うことができること。
- (5) 男女共同参画の推進は、妊娠、出産等に関して男女が互いに理解を深め、生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利が尊重されることを旨として行うこと。
- (6) 男女共同参画の推進は、国際社会における取組と密接な関係があることの認識に立ち、国際的な協調の下に行うこと。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、実施する責務を有する。

2 市は、男女共同参画の推進に当たり、必要な体制を整備するとともに、財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 市は、男女共同参画の推進に関する施策について、市民、事業者、国及び他の地方公共団体と相互に連携して取り組むよう努めるものとする。

(市民の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、男女共同参画に関する理解を深め、社会のあらゆる分野において、男女共同参画の推進に努めるものとする。

2 市民は、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に積極的に協力するよう努

めるものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、基本理念にのっとり、事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に取り組むとともに、職業生活における活動と家庭生活、地域生活等における活動とを両立できるよう就労環境の整備に努めるものとする。

2 事業者は、市及び市民との連携を図り、市が実施する男女共同参画の推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(性別による権利侵害の禁止)

第7条 何人も、社会のあらゆる分野において、性別による差別的取扱い、セクシュアル・ハラスメント、ドメスティック・バイオレンスその他の性別に起因する人権侵害を行ってはならない。

(教育の場における男女共同参画の推進)

第8条 何人も、家庭教育、職場教育、学校教育、社会教育その他の教育の場において、男女共同参画を推進するよう努めなければならない。

(公衆に表示する情報に関する配慮)

第9条 何人も、公衆に情報を表示する際には、次に掲げる表現を用いないよう配慮しなければならない。

- (1) 性別による固定的な役割分担又は差別を連想させ、又は助長する表現
- (2) 性別に起因する暴力を助長し、又は是認させる表現
- (3) 過度の性的な表現

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第10条 市長は、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 市長は、基本計画を策定し、又は変更するに当たっては、市民等の意見を反映することができるよう必要な措置を講ずるとともに、第15条に規定する川口市男女共同参画推進委員会に諮問するものとする。

3 市長は、基本計画を策定し、又は変更したときは、速やかにこれを公表するものとする。

(報告書の作成)

第11条 市長は、毎年度、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を明らかにする報告書を作成し、公表しなければならない。

(市の施策)

第12条 市は、男女共同参画を推進するため、次に掲げる施策を行うものとする。

- (1) 男女共同参画に関する市民及び事業者の関心及び理解を深めるため、広報活動その他適切な措置を講ずること。
- (2) 市民及び事業者が行う男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、情報の提供その他必要な措置を講ずるよう努めること。
- (3) 学校教育、社会教育その他のあらゆる分野の教育における男女共同参画を推進するため、必要な措置を講ずること。
- (4) あらゆる分野の活動において、男女間に参画する機会の格差が生じている場合に、市民及び事業者と協力し、積極的改善措置を講ずるよう努めること。
- (5) 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な事項及び男女共同参画の推進を阻害する問題についての情報の収集及び調査研究を行うこと。

(拠点施設の設置)

第13条 市は、男女共同参画の推進に関する施策を実施し、市民及び事業者による男女共同参画の推進に関する活動を支援するため、当該施策の実施及び活動の拠点となる施設を設置する。

(苦情の申出等及び処理)

第14条 市民及び事業者は、市長に対して次に掲げる申出等を行うことができる。

- (1) 市が実施する男女共同参画の推進に関する施策又は男女共同参画の推進に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の申出又は意見の提出
- (2) 性別による差別的取扱等により人権が侵害され、又は侵害されるおそれがある場合の相談等

2 市長は、前項に規定する申出等があった場合は、関係機関等と連携を図り、適切な処理に努めるものとする。

(川口市男女共同参画推進委員会の設置)

第15条 本市における男女共同参画を推進するため、川口市男女共同参画推進委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(委員会の所掌事務)

第16条 委員会は、市長の諮問に応じ、基本計画及び男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議する。

2 委員会は、前項に規定する重要事項について市長に意見を述べることができる。

(委員会の組織及び運営)

第17条 委員会は、委員12人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

(1) 市民

(2) 市内の民間団体から選出された者

(3) 教育関係者

(4) 知識経験者

(5) 学識経験者

3 委員の任期は、2年とし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 前3項に規定するもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

第3章 雑則

(委任)

第18条 この条例に定めるもののほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

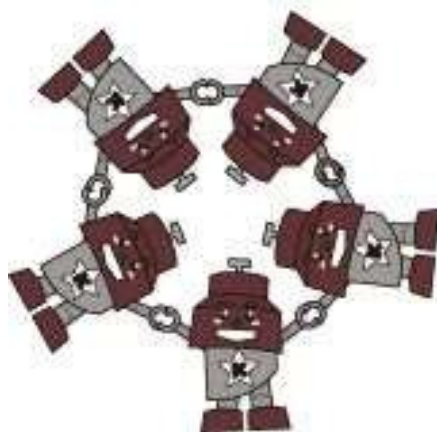
男女共同参画の取り組み

※太字は川口市の取り組み

昭和 20 年 衆議院議員選挙法改正に伴い婦人参政権実現
 昭和 21 年 衆議院議員総選挙で初の婦人参政権行使
 女性議員 39 名当選
 昭和 27 年 都道府県に婦人少年室設置
 昭和 28 年 第 1 回全国婦人会議
 昭和 45 年 **川口市立婦人会館開館（教育局）**
 昭和 50 年 国際連合は国際婦人年と定める
 国際婦人年世界会議（第 1 回）開催で「世界行動計画」を採択（メキシコシティ）
 「婦人問題企画推進本部」、総理府婦人問題担当室を設置
 昭和 52 年 「国内行動計画」策定
 「国立婦人教育会館」が埼玉県嵐山町に会館
 昭和 55 年 「国連婦人の 10 年」中間年世界会議（第 2 回）開催（コペンハーゲン）
 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」策定（県）
 昭和 57 年 **「明日を拓く婦人—婦人の地位向上に関する川口市計画」策定**
 昭和 59 年 「婦人の地位向上に関する埼玉県計画」（修正版）策定（県）
 昭和 60 年 「国連婦人の 10 年」最終年世界会議（第 3 回）開催（ナイロビ）
 男女雇用機会均等法成立
 労働基準法一部改正
 「女子差別撤廃条約」批准
 昭和 61 年 「男女平等社会確立のための埼玉県計画」策定（県）
総務部に青少年婦人対策課を設置、女性の地位向上を図るための取組みを開始
「婦人対策庁内連絡会議」発足（現「男女共同参画庁内連絡会議」）
 昭和 62 年 「西暦 2000 年に向けての新しい国内行動計画」策定
「婦人問題懇談会」を設置・婦人問題意見募集
 昭和 63 年 **婦人問題機関紙「川口の女性」（現「Co-Labo コ・ラボ」）発行**
 平成元年 **「明日を拓く婦人—婦人の地位向上に関する第 2 次川口市計画」策定**
 平成 2 年 「男女平等社会確立のための埼玉県計画（修正版）」策定（県）
 平成 3 年 育児休業等に関する法律成立
総務部青少年女性課に名称変更
婦人問題懇談会を「女性問題懇談会」に名称変更
 平成 5 年 **女性問題懇談会から「明日を拓く女性—女性の地位向上に関する川口市計画」への提言書が提出される**
総務部青少年女性課女性係設置
 平成 6 年 総理府 男女共同参画室 発足
「明日を拓く女性—女性の地位向上に関する第 3 次川口市計画」策定
 平成 7 年 育児休業法の改正（介護休業制度の法制化）
 第 4 回世界女性会議で「北京宣言・行動綱領」を採択（北京）
 「2001 彩の国男女共同参画プログラム」策定（県）
 平成 8 年 「男女共同参画 2000 年プラン」策定
 「世界女性みらい会議」開催（県）
 平成 10 年 男女雇用機会均等法、労働基準法、育児・介護休業法の改正
企画財政部総合政策課に男女共同参画社会担当を設置
 平成 11 年 「男女共同参画社会基本法」施行
川口市男女共同参画フォーラム開催
男女共同参画啓発小冊子発刊
 平成 12 年 国連特別総会「女性 2000 年会議」開催（ニューヨーク）

平成 12 年 ストーカー行為等の規制等に関する法律施行
 「男女共同参画基本計画」策定
 「埼玉県男女共同参画推進条例」施行（県）
「男女共同参画社会推進会議」（旧女性問題懇談会）から「川口市男女共同参画計画（仮称）」への提言書を提出
 平成 13 年 内閣府に男女共同参画会議、男女共同参画局設置、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）施行
 育児・介護休業法の一部改正
 女性政策課を男女共同参画課に名称変更（県）
「川口市男女共同参画計画」策定、男女共同参画週間記念事業「川口市男女共同参画のつどい」開催
 平成 14 年 埼玉県男女共同参画推進センター「With You さいたま」開設（県）
 「埼玉県男女共同参画推進プラン 2010」策定（県）
「川口市男女共同参画推進員協議会」設置
 平成 15 年 DV防止法一部改正
 平成 16 年 第 49 回国連婦人の地位委員会（国連「北京+10」世界閣僚級会合（ニューヨーク））
 「男女共同参画基本計画（第 2 次）」策定
 平成 17 年 「埼玉県男女共同参画推進プラン」見直し（県）
 男女雇用機会均等法の一部改正、施行
 平成 19 年 DV防止法一部改正、施行
「川口市男女共同参画計画」見直し
 平成 20 年 育児・介護休業法の一部改正
 平成 21 年 「男女共同参画基本計画（第 3 次）」策定
「川口市男女共同参画推進員協議会」から条例制定に向けての提言書を提出
 平成 22 年 「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成 24 年度～平成 28 年度）策定（県）
 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 3 次）」策定（県）
「川口市男女共同参画推進条例」施行
「川口市男女共同参画推進員協議会」を「川口の男女共同参画を考える会」に名称変更
「川口市男女共同参画推進委員会」設置
 平成 23 年 DV防止法一部改正（適用範囲の拡大）
第 2 次川口市男女共同参画計画策定（DV対策基本計画も併設で策定）
川口市男女共同参画苦情処理委員制度発足
 平成 24 年 「母子及び寡婦福祉法」を「母子及び父子並びに寡婦福祉法」に変更
 平成 25 年 「男女共同参画基本計画（第 4 次）」策定
市民生活部かわぐち市民パートナーズステーションに男女共同参画担当を移管
 平成 26 年 「女性の就業生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」施行
 ストーカー規正法の一部改正（規制対象行為拡大）
組織改正により協働推進課男女共同参画係となる女性相談員を配置し女性総合相談窓口を開設
 平成 27 年 所得税法等の一部改正（配偶者控除等関連）
 改正男女雇用機会均等法、改正育児・介護休業法による事業主に対するマタニティハラスメント防止措置の義務付け
 育児・介護休業法の一部改正（2 歳までの育児休業再延長等）
 「埼玉県男女共同参画基本計画」（平成 29 年度～平成 33 年度）策定（県）
 「配偶者からの暴力防止及び被害者支援基本計画（第 4 次）」策定（県）

一人ひとりの人権が尊重される社会へ



みんな 輝いて



平成 21 年に男女共同参画社会基本法制定 10 周年を記念して、内閣府で一般公募作品の中から決定しました。男女が手を取り合っている様子をモチーフにし、互いに尊重しあい、共に歩いていけたらという願いをこめています。

川口市 市民生活部
協働推進課 男女共同参画係

〒332-0015
川口市川口 1-1-1 キュポ・ラ本館棟M4 階
TEL 048-227-7605
E-mail : 040.01013@city.kawaguchi.saitama.jp



川口市マスコット
「きゅほらん」